

調査報告書

九州電力株式会社 第三者委員会 殿

当職らにおいて九州電力株式会社の「経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけに関する事実関係と今後の対応(再発防止策)について」と題する平成23年7月14日付社内調査報告書に係る事実関係等の検証のための調査及び所要の補充調査を行った結果は以下のとおりであるので報告する。

平成23年9月18日

弁 護 士	赤 松	幸 夫
弁 護 士	霜 鳥	敦
弁 護 士	岩 崎	哲 也
弁 護 士	政 木	道 夫
弁 護 士	飯 田	藤 雄
弁 護 士	麻 生	裕 介
弁 護 士	松 尾	宗 太 郎
弁 護 士	津 田	義 裕
弁 護 士	能 勢	章
弁 護 士	華 房	徹
弁 護 士	馬 場	恵 理
弁 護 士	田 中	美 衣

目 次

本調査について	1
1 本調査の目的等	1
2 本調査の体制	1
3 本調査の期間	1
4 本調査の手法等	1
(1) 資料関係	1
(2) ヒアリング関係	1
本件社内調査報告書に係る事実関係等	2
本調査の調査事項等の概要	2
1 本件社内調査報告書に係る事実と相違ないしは欠落している事実等	2
2 特異な事実	2
3 本件賛成投稿要請関連事項	2
本調査の結果	3
[相違・欠落事実等]	
1 本件賛成投稿要請の発端等について	3
(1) 三者の知事訪問に至る経緯等	3
(2) 三者の知事訪問時の状況	3
(3) 支店長メモ関係	4
支店長メモの作成経緯及び送付先等	4
支店長メモの作成方法並びに同メモとC支店長の手帳の記載との関係等	5
支店長メモ2枚目の二番目の丸印以下の記載の関係	6
「5月17日の県執行部に対する保安院の説明」の関係	7
(4) 知事との懇談後のA副社長の対応等	11
支店長メモとの関係	11
社長との関係等	12
(5) 代表取締役会長(以下、「会長」という)・F副社長・B本部長の関係 (支店長メモ関連)	13
B本部長	13
F副社長	13
会長	14
(6) 知事の回答	14
(7) 当職らの見解	14
2 知事との懇談後のA副社長、B本部長、C支店長による相談の内容等について	14
(1) 蕎麦屋における三者の相談の経緯等	15

(2)	知事発言と蕎麦屋での相談との関係等	15
3	A副社長らによるD部長への指示等について	16
(1)	A副社長のD部長に対する指示の状況等	16
(2)	B本部長のD部長に対する指示の状況等	16
(3)	D部長による大坪メモ入手の経緯等	17
	支店長メモの入手経路	17
	D部長の支店長メモについての感想等	17
	D部長のA副社長からの指示についての理解・認識等	17
(4)	当職らの見解	17
4	D部長のEグループ長への指示等について	18
(1)	D部長のEグループ長に対する指示の状況等	18
(2)	Eグループ長のD部長の指示についての理解・認識等	18
(3)	当職らの見解	18
5	Eグループ長の社内に対する賛成投稿要請に係るメールについて	19
(1)	要請メールに一旦支店長メモが添付された理由及びその後の状況等	19
(2)	D部長と要請メールとの関係等	19
(3)	要請メール及び同メールに添付された支店長メモの社内投稿への影響等	20
6	佐賀支店における本件賛成投稿要請関連の対応について	21
(1)	事例文の配布の経緯等	21
(2)	C支店長らが社内投稿を排除することとした経緯等	22
7	九電関係者が本件賛成投稿要請等を認識・把握するに至った経緯等について	22
(1)	各関係経緯	22
	本店におけるブログ・Q A 関連経緯等	22
	佐賀支店における関係情報入手・関係 F A X 等関連経緯等	26
	7月1日の報道機関よりの問合せ以後、同月7日からの本件社内調査の開始、	
	同14日の同調査報告書の公表までの関連経緯等	28
(2)	本件経緯におけるブログ等の関係情報の累積状況等	29
	関係情報の累積状況及び関係各部署におけるその取扱い概要等	30
	関係各部署における本件関係情報の取扱いの理由等	31
	原子力管理部環境広報グループの対応及びその理由等	31
(3)	本件経緯における本件総会用Q A の関係	32
	原子力管理部環境広報グループにおける本件総会用Q A の扱い等	32
	本件総会用Q A についての九電関係者の認識・意見等	34
	当職らの見解	34
[特異な事実]		
1	資料廃棄について	35
(1)	関係経緯等	35
	D部長の指示の状況等	35

Xグループ長の7月下旬当時の対応等	36
Xグループ長等の8月5日当時の対応等	36
廃棄資料の回収状況等	37
(2) 本件資料廃棄についての九電関係者の認識・意見等	37
2 エネルギー庁担当者による本件説明番組関連の要請について	37
(1) 関係経緯等	38
要請の状況等	38
Zグループ長らの関係対応の状況等	38
その後のA A氏の関連対応等	39
(2) 当職らの見解	39

本調査について

1 本調査の目的等

当職以下 12 名の弁護士(以下、同 12 名のことを「当弁護士チーム」あるいは「当職ら」という)において行なった本調査の目的は、九州電力株式会社(以下、「九電」という)の平成 23 年 7 月 14 日付社内調査報告書「経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけに関する事実関係と今後の対応(再発防止策)について」(以下、同報告書のことを「本件社内調査報告書」といい、当該社内調査のことを「本件社内調査」という)に係る事実関係等の検証と所要の補充調査(以下、同調査及び同補充調査を総称して単に「本調査」という)である。

なお、当弁護士チームとは別途の梅林啓弁護士以下にあっては、九電の平成 23 年 7 月 29 日付社内調査報告書「国が主催したシンポジウム等で特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査について」に係る事実関係等の検証と所要の補充調査を行なったものであるが、本調査は上記梅林弁護士らと調査結果を共有するなどして連携しながら行なったものである。

2 本調査の体制

本調査は、当職以下 12 名の弁護士において、九電の経営管理本部の協力を得て行なったものである。

3 本調査の期間

本調査及び報告書の起案は、本年 7 月 28 日から同年 9 月 20 日までの間に行なったものである。

4 本調査の手法等

本調査の手法等の概要は以下のとおりである。

(1) 資料関係

- * 本件社内調査関係資料
- * 社内メモ類
- * 各関係者のパソコンデータ(メール・添付ファイル等)の解析結果資料
- * 株主総会関係資料
- * 原子力発電関連法令関係資料
- * 関係社内規程類
- * コンプライアンス関係資料

(2) ヒアリング関係

本調査におけるヒアリングは、聴取記録の作成を含めて当職ら弁護士のみで行い、九電関係者 62 名及び佐賀県庁関係者 1 名の合計 63 名に対し、延べ 91 回のヒアリングを実施した。

本件社内調査報告書に係る事実関係等

本件社内調査報告書は、経済産業省の主催により平成 23 年 6 月 26 日(以下、平成 23 年の場合は「平成 23 年」を省略し、それより前の年については「平成」を省略する)に放送された玄海原子力発電所の緊急安全対策についての県民説明番組(以下、「本件説明番組」という)に関するもので、事実関係としては、九電の社内外に対する同説明番組への賛成投稿要請(以下、「本件賛成投稿要請」という)等の経緯並びに同要請の結果を述べたものであるが、同報告書に係る同経緯は同報告書別添資料「今回の経緯」のとおりであり、同結果は同報告書の「〔表 1〕協力会社等への要請概要」並びに「〔表 2〕社内に対する要請概要」のとおりである。

本調査の調査事項等の概要

本調査の結果に照らすと、本件社内調査報告書に係る事実関係のうち本件賛成投稿要請の結果については事実との間に特段の相違は認められないが、同要請の経緯等については、事実との相違ないしは欠落等が認められる。

また、本調査の過程で、同報告書に係る事実関係とは別異の特異な事実が認められ、さらに本件の関連事項として調査の対象とした事実が存するところ、それら事実ないしは事項について詳述する前提として、当該各事実等を摘示すると以下のとおりである。

1 本件社内調査報告書に係る事実と相違ないしは欠落している事実等

本件賛成投稿要請の発端(佐賀県知事発言との関連)

同要請関連の本店幹部及び佐賀支店長による相談の内容等

同相談の結果としての九電本店原子力発電本部原子力管理部長への指示内容等

同部長の部下(課長級社員)に対する指示内容等

同部下の社内に対する賛成投稿要請の態様等

佐賀支店における対応

九電関係者が本件賛成投稿要請等を認識・把握するに至った経緯

2 特異な事実

資料廃棄

経済産業省資源エネルギー庁(以下、「エネルギー庁」という)担当者による本件説明番組についての要請

3 本件賛成投稿要請関連事項

本件賛成投稿要請に対する九電関係者の意識等

九電の原子力発電部門の特質等

九電の体質との関連

九電のガバナンスとの関連

本調査の結果

上記の各事実並びに事項についての調査の結果は以下のとおりである。

(なお、本項の記載のうち下記の1ないし6については、当職ら作成に係る9月5日付の中間報告書に加筆した部分あるいは項目の頭に 印を付するなどしているものである)

[相違・欠落事実等]

1 本件賛成投稿要請の発端等について

本件社内調査報告書にあつては、6月21日の佐賀市内における当時の代表取締役副社長・原子力担当のA氏(以下、「A副社長」という)、取締役常務執行役員・原子力発電本部長のB氏(以下、「B本部長」という)及び執行役員・佐賀支店長のC氏(以下、「C支店長」という)の三者(以下、本項においては、同三者のことを「三者」という)による本件説明番組に先立っての「発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要である」との認識の共有をもって本件賛成投稿要請の発端としている。

しかし、本調査の結果に照らすと、同日午前、三者は6月28日の九電の定時株主総会後にいずれも退任することとなっていたA副社長とB本部長の退任挨拶のために佐賀県知事(以下、「知事」という)をはじめとする佐賀県(以下、単に「佐賀県」とした場合は地方名ではなく同県としての行政組織の趣旨である)関係者や佐賀県議会関係者などを訪ねたところ、その際の知事との懇談の席において、同知事から本件説明番組と関連した発言(以下、「知事発言」という)があり、そのことが本件賛成投稿要請の発端となったことが認められる。

しかして、その詳細は以下のとおりである。

(1) 三者の知事訪問に至る経緯等

- ・ A副社長とB本部長によるC支店長を伴っての知事への訪問は既述のとおり同両名の退任挨拶を目的としたもので、6月21日の1週間程度前に佐賀支店担当者において同知事を含む佐賀県並びに同県議会等の各関係者にアポイントを取った上で行われたものと認められる。
- ・ 知事への訪問・挨拶については、同アポイントの段階では、午前9時から県庁舎内で行うことになっていた。

しかし、A副社長・B本部長両名の佐賀市到着が午前8時30分ころと早めであったことから、同知事側にその旨を連絡したところ、同知事側から、予定時刻の前でも知事公舎において挨拶を受けるとの回答があったことから、三者は、知事公舎に向かい、午前8時50分ころから、同所において知事と懇談(以下、同懇談のことを「知事との懇談」という)したものと認められる。

(2) 三者の知事訪問時の状況

- ・ 三者による知事との懇談は、同知事の秘書1名が同席の上、午前8時50分

ころから同 9 時 15 分ころまでの間の約 25 分程度、知事公舎応接室で行われ、当初は A 副社長と B 本部長の退任挨拶とこれに対する同知事の応答が交わされていたが、その後に同知事の側から原子力発電の再開問題との関連で本件説明番組等についての発言があったものと認められる。

- ・ C 支店長は、A 副社長らと知事との間で退任挨拶関連の会話が交わされている間は拱手していたが、上記のとおり知事の発言が原子力発電の再開問題並びに本件説明番組等に及んだことから、自己の手帳に、急遽、同発言について走り書きをしたことが認められるところ、C 支店長において、その後、同走り書き(以下、「支店長手帳走り書き」という)とその場での記憶を基にして関係メモ(以下、「支店長メモ」という)を作成するなどした経緯は後記のとおりである。

(3) 支店長メモ関係

支店長メモの作成経緯及び送付先等

- ・ 知事との懇談後、三者は佐賀県庁や同県議会などを回って各関係者への退任挨拶を行なった上、午後零時ころ、蕎麦屋に立ち寄って昼食を取ったところ、その際に本件説明番組のことが俎上に登ったものであるが、そのことについては後述するとして、その後、三者は 1 時間足らずで昼食を終えて蕎麦屋を後にし、A 副社長と B 本部長は退任挨拶のために玄海町方面に向かい、C 支店長は午後 1 時ころ佐賀市内所在の佐賀支店に戻った。

しかして、A 副社長は C 支店長との別れ際に知事発言についてメモを作成することを同支店長に指示した。

- ・ ついては、C 支店長は、午後 1 時ころから、支店長メモの作成にかかり、同完成後、同メモ(資料 1)を、一旦、A 副社長と代表取締役社長(以下、「社長」という)の各秘書宛にメール添付により送付したが、その後、同メール本文に当時社長らの指示により九電が実施する予定であった原子力発電再開に関する緊急世論調査について同日夕方に知事の意見を聞く予定であることを付加したメールを上記各秘書に代表取締役副社長・企画担当の F 氏(以下、「F 副社長」という)の秘書を加えた 3 名宛に午後 4 時 05 分に再送として送付した。

また、C 支店長は、そのころに佐賀支店の課長級社員である G 氏(以下、「G 課長」という)に対し支店長メモ(プリントアウトしたもの)を手交している。

なお、資料 1 のとおり、上記メールにおいては、支店長メモについて、「メモ(案)」と記載されているところ、同記載の理由は A 副社長において同メモの修正を指示する余地を残すべく配慮したことによるものと認められるが、その後、同副社長からその種の指示が出されたことはなく、したがって同メモが修正されたことはなかった。

- ・ 以上のとおり、C 支店長は、A 副社長の指示により、同副社長との関係では言わば同副社長の備忘録として支店長メモを作成したものであるが、同メモを社長の秘書宛にも送付したのは、同支店長は同社長に直屬しており、日頃から

佐賀支店及び同支店の地元の動きは同社長に報告するのが常であり、特に玄海原子力発電所の再開関連の情報については報告を怠らないようにしていたことによるものと認められる。

上記再送時のF副社長の秘書宛の送付は、同副社長は上記緊急世論調査の担当であるため、同世論調査について知事の意見を聞く予定であることを知らせるについて同日午前中に同知事と会った際の知事発言についても参考として知らせておくことを意図したものと認められる。

また、G課長への同メモの手交は、同課長の担当に照らしての情報共有を意図したものと認められる。

支店長メモの作成方法並びに同メモとC支店長の手帳の記載との関係等

- ・ C支店長は、ヒアリングにおいて、支店長メモの作成方法につき、支店長手帳走り書きと記憶に基づいて作成した旨を述べているところ、現に当時の同支店長の手帳には知事発言についての以下のとおりの記載(以下、同記載のことを時に応じて「支店長手帳の記載」という)が認められる。

(なお、以下の「ないし」の数字及び「」は、便宜、当職において原文の段落毎に付したもので原文にはない)

すなわち

「知事依頼(8:50~9:10 知事公舎)1. 県議働きかけ(支援者からの声が一番有効) 2. 国説明会への意見出し」

「・国サイドのリスクは菅総理、なかなか自分の声でメッセージを ・福井県知事が大阪府知事への反感を強めて、態度を硬化させている。しかしながら、九電が再開(原文:再会)し、四国、北海道 etc が続けば、保安院としては困らないのかもしれない」

「自民県議はだいたい分かっているが若手が選挙時の支援者の声に乗って」

「月末から始めにかけて経産大臣に来県いただく予定、国サイドのリスク…」

「プルサーマル導入時は、国がしっかり支えてくれている実感があったが」

「VP 常務、退任挨拶後懇談」(原文:同段落については上記の段落の「1. 県議働きかけ(支援者からの声が一番有効)」との記載に向けた矢印が付せられている)

「反対派もいろいろな考えがあり、複数グループがあるため、1~2人を代表として選ぶのが難しい」

「県民の不安は原発そのものより、放射能の恐怖、長崎大学の放射線専門家に同席してもらうなども考慮中だが、国(経産省)主催なので難しいかもしれない」

「大臣と一緒に保安院長も」

「・普通の人を5人選んで素朴な質問をってもらう形式」

「・反対派はかなり専門的な議論になってしまう懸念ある」

というものである。

しかして、C支店長は、上記各記載のうち と については、知事との懇談の場で知事発言を記憶にとどめるために手帳にいわばキーワードとして書き付けたもので、 以下は佐賀支店に戻り、ワープロで支店長メモを打つに先立って書き付けた旨を述べているところ、同供述を疑う理由はない。

支店長メモ2枚目の二番目の丸印以下の記載の関係

- ・ 本件賛成投稿要請との関連で見ると、支店長メモ2枚目の二番目の丸印以下には次のとおりの記載がある。

すなわち

「○ 今後の動きに関連して、以下の2点を九電にお願いしたい。

(要旨：県議会議員の支持者へのお願い)

「国主催の県民向け説明会」の際に、発電再開容認の立場からも、ネットを通じて意見や質問を出して欲しい。

(6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)

というものである。

同記載は、支店長手帳の記載中の と符合し、かつ、同 はC支店長において既述のとおり知事との懇談の場で手帳に書き付けたものと認められる。

- ・ なお、C支店長は、ヒアリングにおいて、支店長メモの上記 の記載につき、「知事は同懇談の以前から商工会議所等での会合の席で、原子力発電所の再開問題について『安全の確保が大前提だが、安全が確保されたときには県民の生活、県内企業の経済を考慮していかなければならない』『反対派の意見は届くが安全が確保された後の経済の問題、県民の一般の生活環境を守るためのインフラとして必要だという意見はほとんど出てこない』『そういう意見があれば積極的に出してもらいたいし、県だけでなく経産省、政府、国に対しても積極的に寄せるべき話だと思う』と述べており、そのことからすると上記 の意見というのは『県民や経済界の中にある再開容認の意見』という趣旨と解されたが、そのことはメモには記載しなかった旨述べている。

また、同支店長は、同 の括弧内の「6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」との記載については、「5月17日の間違いである」とした上で「同括弧内の記載については、知事からそのような言葉が出たということではなく、知事による の言葉の趣旨を同括弧内の記載のとおり理解したということである」旨述べている。

ちなみに、同支店長は、「6月2日」については、「その日は佐賀県議会の原子力特別委員会に保安院・エネルギー庁・九電の各関係者が呼ばれ説明を求められたものであって、一般参加やネットを通じてのアクセスということではなく、メモの記載は完全な勘違いである」旨述べた。

しかして、上記各供述を疑う理由はない。

- ・ C支店長の上記供述に照らすと、支店長メモの上記 に記載されている知事発言の趣旨についての同支店長の理解が如何なるものであったかを知る上で、5月17日の県執行部に対する経済産業省原子力安全・保安院(以下、「保安院」という)の説明とこれに対する九電側の対応が問題となるどころ、本調査の結果に照らすと、その経緯は後記のとおりと認められる。

「5月17日の県執行部に対する保安院の説明」の関係

- ・ 5月17日には、保安院において、佐賀県の担当者に対し、福島第一原子力発電所の被災を踏まえての緊急安全性対策について説明する会合(以下、同会合のことを「5月17日保安院説明会」という)が開かれたが、その際の保安院側の説明及び佐賀県担当者による質問の状況については、ユーストリームの動画サイトを通じて公開され、同サイトには視聴者から書き込みができるようになっていて、佐賀県担当者は同書き込みに応じて保安院に質問を行えるようになっていた。
- ・ 5月17日保安院説明会への九電側の対応については、C支店長、B本部長のほか当時の執行役員・原子力発電本部原子力管理部長(6月28日以降は執行役員・原子力発電本部副本部長)のD氏(以下、時期に応じて適宜「D部長」ないしは「D部長(当時は副本部長)」という)、同原子力管理部の課長級社員のE氏(以下、「Eグループ長」という)らの各関係者の供述を総合すると以下のとおりであったと認められる。

すなわち、同説明会については、5月16日、佐賀県統括本部長のH氏(同氏については、当職らの中間報告後、自ら記者会見をするなどで、氏名は周知となっている。以下、同氏のことを「H統括本部長」という)がC支店長と電話で話した際、「明日保安院の方から県の執行部が説明を聴くことが決まった。県庁の執行部が説明を聴くだけでなく、ユーストリームを使ってやるので、県庁の担当が保安院に対して質問をしていることを県民に広く見て貰いたい」「県民にアクセスしてほしい」「書き込みもしてほしい」といった内容を告げ、また「それが知事の強い希望」とのことでもあった。

については、同支店長は、それまでに得ていた情報等から、同説明会は、先に県から国に対して提示していた安全性に関する3点の疑問点(福島第一が本当に津波だけで壊れたのかなど)についての保安院からの説明の1回目と理解し、当該ユーストリームについてのアクセス先を同月17日当日の朝刊により確認した上、電話により本店所在のB本部長に対してH統括本部長からの連絡内容並びにユーストリームによる書き込みのシステムについて伝えた。

これを受けて同本部長は直ちにD部長に対してC支店長からの上記電話連絡の内容を伝え、同部長は自席に戻るとEグループ長らの各グループ長に対し当該ユーストリームにアクセスして原発再開への賛成意見を入れるように指示し

た。

については、Eグループ長らにおいて、各自席のパソコンからのアクセスを試みたが、いずれも不調のため、事業推進本部情報通信事業部のパソコンからアクセスして賛成意見を書き込み、また、東京支社の原子力グループの者に連絡を取り、それらの者にあっても同様の対応を行なった。

- ・ 以上、要するに、C支店長は、支店長メモの記載にかかる知事発言の趣旨について、本件説明番組についても九電側に5月17日保安院説明会の際の上記のとおり対応と同様のことを求めたものと理解したことになる。
- ・ なお、上記の5月16日のC支店長とH統括本部長との間の電話についての認定は、8月6日の同支店長に対するヒアリング(以下、同ヒアリングのことを「8月6日ヒアリング」という)の結果とかかわりがあるところ、その後、社長からの強い要請により、同支店長については9月9日にもヒアリング(以下、同ヒアリングのことを「9月9日ヒアリング」という)を行なっている。

また、H統括本部長についても、同本部長においてヒアリングを希望しているとの情報により、9月11日にヒアリングを行なった。

そこで、上記各ヒアリングについての当職らの見解等を付言すると以下のとおりである。

すなわち、C支店長は、9月9日ヒアリングにおいてもH統括本部長との電話内容については8月6日ヒアリングの際と同様の供述をする一方で、同電話におけるH統括本部長の話について、「その電話における『それが知事の強い希望』との言葉の趣旨は、あくまで賛否に関わらない県民の視聴、アクセス、書き込みであって、九電による対応を求めたものではなかった」旨を強調した。

また、B本部長の上記対応については、「B本部長にはH統括本部長の話を伝えたが、同本部長は知事が九電側の対応を求めたものと勘違いして、D部長に関係指示をしたものである」旨述べ、同供述のいわば裏付けとして、「B本部長に対するのと同時に同様の連絡をした玄海原子力発電所の所長はこちらの趣旨を正確に受け止めた模様で、現に何らの対応をしていない」旨述べた。

さらに、同支店長は、上記供述の背景として、「5月17日保安院説明会は、国が県に対し原発の安全性の確保について説明する初めての機会であり、県としては、まずはしっかり国の説明を聞くというスタンスだったのであって、その段階で賛成意見を出してほしいという場面ではなかった。したがって、県として九電に対し対応を依頼する状況ではなかった」旨供述した。

そのほか、同支店長は、県民を主体とした話であり、九電自体の対応とは無関係であるにもかかわらず、H統括本部長が電話で上記のとおり話をした理由については、「同本部長とは4,5年の付き合いがあり、日ごろからそういった情報を教えてもらっていた。この時もその種の説明会は初めてということで情報提供を受けたに過ぎない」旨供述した。

- ・ 以上のとおり、9月9日ヒアリングにおけるC支店長の供述は、本件賛成投

概要請に至る経緯について、その原因を支店長メモのみに求め、知事発言と関係がないかのように主張する九電側の姿勢と類似するものである。

しかし、7月7日か8日ころ、Eグループ長において、社長からの指示により、D部長からの5月17日保安院説明会に関する指示内容及びその後の対応について記載・作成したものと認められる「5/17 対応の事実関係について」と題し、左上部に赤字で「厳秘」との表示のある社内メモには、「5月17日当日の午後、事務所から、『佐賀県庁のHPにおいて、知事に対する国の説明状況が生中継中であるが、同中継を行なっているユーストリームへの書き込みが反対派からのものばかりなので、賛成意見も書き込むように』との協力要請があったので、D部長にその旨を連絡した」旨の記載がある。

また、B本部長は、ヒアリングにおいて、上記メモと同様の供述をし、同メモとの関連で、「『事務所』というのは、『佐賀県』のことであり、同メモ中の協力要請については、C支店長から連絡を受けて、それをD部長に連絡したということである」旨説明している。

さらに、7月26日に九電本店から「5月17日保安院説明会」当時の対応についてC支店長に電話確認をした結果等を記載した「県執行部に対する保安院説明時の対応」と題する社内メモには、同支店長の同電話に対する回答として、「メモが残っておらず、はっきりした記憶ではないが、知事あるいは県執行部から『アクセスしてほしい』との話はあった」と記載されている。

C支店長の9月9日ヒアリングにおけるB本部長と玄海原子力発電所長の対応の差異についての供述にしても、同支店長は、8月6日ヒアリングにおいて、「保安院説明の後に同所長に聞くと、中継の精度が悪く、途中で固まっているので視聴をやめたということだった」などと述べており、そのことからすると、同所長が対応しなかったのは、単に番組の視聴がうまくできなかった結果に過ぎないと認められ、B本部長による同支店長からの連絡内容の勘違いを裏付けるに足る事実ではないことは明らかである。

そのほか、5月17日保安院説明会の途中である午後2時36分には、Eグループ長が川内原子力発電所次長らにメールを発信し、同説明会がライブ中継中であることを知らせるとともに、「今しがた、古川事務所より、『同中継を行っているユーストリームへの書き込みが反対派ばかりなので、九電も書き込みを行うように』との指示があったとのこと。本店でも手を尽くして(社用でないPCからのアクセス、書き込みの他、社外への書き込み依頼等)おりますが、発電所及び協力会社においても、ご協力をお願いします」と依頼していることが認められる。

すなわち、Eグループ長において、同保安院説明会への対応につき、D部長から指示を受けた際に、その理由について同部長から上記メール記載の趣旨の説明を受けたことは明らかである。

- ・ 以上の諸点に加え、H統括本部長との電話で5月17日保安院説明会にかかわ

る話を聞いたC支店長がB本部長に關係連絡をして以降の九電側の実際の対応状況、さらにはC支店長への9月9日ヒアリングは、知事発言は本件説明番組への九電側の対応とは無關係であるかのように主張している九電の社長からの強い希望により実施した(終了時刻：午後3時)ものであり、かつ、同ヒアリング実施日の夕刻には九電側がホームページに同会社の意見としてC支店長の同日のヒアリングと同趣旨のコメントを公表するという不可解な事実などをも考慮すると、C支店長の9月9日ヒアリングにおける「当時のH統括本部長の話の趣旨は、県を主体とするもので、九電側への対応を求めたものではない」「H氏の話は同説明会についての情報提供に過ぎない」旨の説明については、到底、合理性を認めることはできない。

- ・ H統括本部長のヒアリングにおける供述は、C支店長の9月9日ヒアリングにおける供述と同様ないしは同趣旨であり、特段の差異があるとすると、「ユーストリームへの書き込みで、賛成意見や原発容認意見があったとしても、それは、無視することにしかない」「その説明会において、ユーストリームへの書き込み総数がいくらで、そのうちの何件が賛成意見でしたというような集計すら行っていない」「賛成意見を書き込むように私、あるいは県が要請していたとすれば、九電の職員が書き込んだとされる賛成意見は、何らかの形で表面化させていなければ、動機と結果においてつじつまが合わない」旨の供述が加わっていることである。

しかして、上記各供述の意味するところは必ずしも明確ではないのであるが、九電自らの社内調査の結果によっても、九電側にあっては、現にユーストリームの中継に原子力管理部の各グループや東京支社から原子力発電の再開に賛成する方向の意見を概ね10件程度書き込み、同書き込みは同中継の画面上に表示されたものと認められる。

したがって、その意味で同各賛成意見は同中継の中で「表面化」したのであって、H統括本部長の上記供述の一部を借りれば、「動機と結果においてつじつま」は合っているのである。

以上のとおりであるから、H統括本部長のヒアリングの結果についてもC支店長の9月9日ヒアリングの場合と同様と言わざるを得ない。

- ・ なお、前記の九電の關係社内メモやEグループ長の川内原子力発電所次長らに対するメールに照らすと、H統括本部長のC支店長への電話による賛成投稿要請は、前日ではなく、5月17日保安院説明会の直前あるいは途中において、反対意見の書き込みの多さから、H統括本部長において、急遽、C支店長へ電話による投稿要請を行い、同支店長以下の九電側關係者も同要請に対応した可能性が高いようにも思われる。

しかして、そのことを措くとしても、先の中間報告書によっても明らかとなり、そもそも当職らが5月17日保安院説明会のことに着目した理由は、支店長メモ2枚目の の括弧内に「県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお

願いたい」と記載されており、同記載は6月21日の知事発言の趣旨についてのC支店長の理解の如何を示すものと認められたことにあるところ、同保安院説明会への九電側の対応がまさしく賛成意見の投稿だったことは既述のとおり客観的事実として疑う余地のないところである。

(4) 知事との懇談後のA副社長の対応等

知事との懇談後のA副社長の対応については、同懇談後の蕎麦屋でのB本部長・C支店長との相談等の経緯並びにその後のD部長への関係指示等の各事項と重なり合う点が多いが、同対応は知事発言及び支店長メモの内容とも相応に関連する事項であるので、同関連事項として同対応について述べると以下のとおりである。

支店長メモとの関係

- ・ A副社長は、知事との懇談の席でのC支店長の対応について、退任挨拶関連の会話の段階ではメモを取っていなかったが、原子力に関する話となつてからはメモを取っていたこと、すなわち支店長手帳走り書きのことを認識していたところ、その後、蕎麦屋での昼食を終えて同支店長との別れ際に知事発言についてのメモの作成を指示したことは既述のとおりである。

ちなみに、同副社長は、ヒアリングにおいて、C支店長による上記メモ取りについて、「その種の話については、それをメモに取るのが支店長としての常識である」旨述べている。

- ・ A副社長は、知事との懇談の翌日の6月22日の朝に大分に向かう直前に秘書から支店長メモを受け取り、その内容に目を通した結果、「多少書きすぎとの感はあるものの、知事の言っていたことは中身的にはこんなトーン、こんな感じだろう」と認識・判断した。

については、同副社長は、同メモがC支店長から社長にも当然に送付されているはずであると認識する一方で、同メモについては何らの訂正も指示しなかった。

ちなみに、同副社長の記憶によれば、知事は懇談の席で支店長メモ記載に係る発言のほか、課題として、「MOX燃料の件」、「福島第一は本当に津波だけのことか」、「浜岡を止めて玄海はなんでいいのか」の3点を挙げ、「これら3点をクリアにしないといけない」などとも発言していたところ、それら発言が支店長メモには記載されていないことについて、同副社長は、それら3点が課題であることは、知事が先ごろから常に発言していたことであるので、同メモに記載していないものと認識し、C支店長に対し加筆を指示することもなかったものと認められる。

また、同副社長は、支店長メモ中の括弧内の「6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」との記載については、即座に5月17日の間違いと気づいたところ、その点についても、C支店長には訂正の指示をしていない。

しかして、その理由は、保安院説明会が開かれたのが5月17日であることは九電社内関係者にとって概ね周知の事実であり、したがって同メモの当該部分が誤記であることも同関係者において容易に気づくはずであるとの認識によるものと思われる。

- ・ そのようなことから、A副社長は、支店長メモの受領・閲読後、D部長にあってはC支店長あるいは同副社長から支店長メモを得られるとの認識の下に、携帯電話により同部長に電話をし、同メモを見て対応することを指示した。

社長との関係等

- ・ 既述のとおり、支店長メモについては、社長の秘書(以下、「社長秘書」という)に宛ててもメール添付により送付されているところ、同社長は同メモについての記憶ないしは認識を否定している。

しかして、C支店長と社長秘書の各供述を総合すると、その種のメールあるいは同添付ファイルについては、社長秘書の判断あるいは当該メールの送付者の意向により、同秘書から社長に手交される場合と、一応社長秘書宛に送付はされるものの同秘書から社長に手交されることも報告がなされることもないままで終わる場合とがあり、支店長メモを添付したC支店長の社長秘書宛のメールについては、後者の取り扱いがなされたとのことである。

その理由については、社長秘書において、当該メールを受信後にC支店長に電話をし、同メールの取り扱いについて確認をした結果、本件説明番組に関しては、A副社長から社長に報告がなされるはずであるから、社長秘書から社長に対し当該メールや支店長メモについて手交あるいは報告をする必要はないとの結論となったとのことである。

- ・ A副社長の社長に対する関係報告については、同社長においては、同報告の有無・内容についての記憶がないとのことである。

したがって、同報告については、A副社長の供述による以外にはないのであるが、同供述によると、報告は6月24日の午後に行われたものと認められる。

その状況については、当時、A副社長は、定時株主総会(6月28日)の間近であり、燃料問題もあって極めて多忙であったことと、社長にあっては支店長メモを読んでいるものと思っていたことから、自己の副社長室の隣室である社長室に赴き、立ったままで、机に座っている社長に対し、6月21日の知事への退任挨拶との関連で、「退任の挨拶に行きました。知事は再開については意思を固めていないが状況としてはいい方向です。26日の件(意味としては本件説明番組のこと)は気にされており、当社としても対応します」と言ったが、それに対する同社長の返事は「ああそうか」という程度のものではあったとのことである。

(5) 代表取締役会長(以下、「会長」という)・F副社長・B本部長の関係(支店長メモ関連)

先にB本部長のことから述べると以下のとおりである。

B本部長

- ・ 通常、支店長メモの類はD部長を介してB本部長のもとに送られることとなっていたが、同本部長にあっては22日は鹿児島出張、23日は午前中に健康診断を受けるなどしていたためか、支店長メモについては、当時、同本部長のもとには送られないままであり、同本部長が同メモを目にしたのは6月28日の定時株主総会をもって九電取締役を退任し、関係会社の社長に転出した後、すなわち本件賛成投稿要請のことが国会で取り上げられた日の翌日である7月7日であったと認められる。
- ・ 一方、B本部長は、知事との懇談の翌日である6月22日午前中に鹿児島からD部長に電話をし、本件説明番組について「新聞等にも出ているが、みなさんにも周知して見るように。積極的に参加するように」との趣旨の指示をしたとのことである。
- ・ なお、B本部長は、8月7日のヒアリングにおいては、7月7日にCメモを目にするまでは知事との懇談の席で同知事がどのような話をしたのか全く記憶がなかった旨を供述し、また、同メモを見た後についても、同メモの内容と知事発言との異同を判断するほどには知事発言の内容を思い出せないなどと供述していた。

しかるに、同本部長は、8月22日の再度のヒアリングにおいては、「支店長メモはC支店長の思いを書いただけで、知事の発言ではない」などと供述しているのであるが、以上の供述の変遷等に照らすと、同本部長の供述は全体として、支店長メモと知事発言の異同を判断する材料たり得ないものと思料する。

F副社長

- ・ 既述のとおり、支店長メモは6月21日当日にF副社長の秘書宛にもメール添付により送付されているところ、同副社長の秘書の回答によると、当該メール本文並びに同メモは同日中に同秘書から同副社長に渡されたものと認められる。
- ・ それに対し、F副社長は、その秘書から上記メール本文や支店長メモを受け取った記憶が全くない旨を供述し、また、6月21日は電力の緊急需給対策委員会があり、また、定時株主総会のいわゆるQAの準備があるなどで相当に多忙であった旨を供述している。

しかして、既述のとおり、C支店長が上記メールをF副社長の秘書宛にも送付した主たる目的は同副社長担当に係る緊急世論調査について知事の意見を聞く予定であることを知らせることにあったことなどを考慮すると、同副社長の上記供述は必ずしも不合理とは言えないものと思料する。

会長

- ・ 会長は、7月6日に本件賛成投稿要請のことが国会で取り上げられた当時は海外出張中であったところ、国内で同要請のことが大きな問題として取り上げられていることを知り、急遽、同月8日に帰国したものである。

同会長は、帰国当日に社長から支店長メモを初めて見せられ、同メモについて知事に確認の電話をしたところ、同知事の返事は「6月21日に挨拶に来たことは覚えているが、そのときに話した内容まで覚えていない」というものであった。

そこで、同会長は、そのうち記憶を取り戻すであろうとの考えから、4日から5日後に、再度、知事に電話したところ、その際の同知事の答えは「考えてみたらそういうことを言った気がする」というものであったことが認められる。

(6) 知事の回答

当職は、8月14日付質問書により、知事に対し、支店長メモについての質問を行ったところ、同知事からの回答は同月8月18日付回答書(資料2)のとおりであり、同メモ2枚目の二番目の丸印の についての回答は、「県民説明会の際に、発電容認の立場からもネットを通じて意見や質問を出してほしいという記述については、九州電力に対して申し上げたものではなく、今回の再稼働問題に関しては、特にいろんな意見を出してもらうのが一番と考え、再稼働を求める声が経済界にもあるのであれば、そういったところからも声を出してもらうことも必要ではないかという私の考え方を述べたものです。なお、 のところにあるこの括弧の発言は、全く私が発言しておりません」というものである。

- ・ なお、当弁護士チームが知事に対するヒアリングを実施せず、文書による回答を得ることとなったのは、同知事の希望によるものである。

(7) 当職らの見解

知事発言が本件賛成投稿要請の発端であったか否か、あるいは同要請に与えた影響等は、同発言の内容のみならず、その後のA副社長らによる相談の内容及び同相談を受けてのD部長への指示等をも勘案して定まる事項であるところ、知事発言が本件賛成投稿要請の発端となったこと、かつ、同要請に相応の影響を与えたものと言わざるを得ないことは後記のとおりであるとして、知事発言自体についての当職らの見解を述べると、以上の調査結果、すなわち支店長メモの作成経緯、同メモ作成の用途・目的、支店長手帳の記載、A副社長らの九電関係者の関係対応等の諸点を総合すると、知事発言当時の知事の意図あるいは真意は措くとして、同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行なったことは否定し難いものと思料する。

2 知事との懇談後のA副社長、B本部長、C支店長による相談の内容等について

既述のとおり、本件社内調査報告書にあっては、本件賛成投稿要請の発端を単にA副社長、B本部長、C支店長の三者における本件説明番組に先立っての「発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要である」との認識の共有としているのであるが、同三者によるその種認識の共有は知事との懇談を受けてのものであることなどは以下のとおりである。

(1) 蕎麦屋における三者の相談の経緯等

- ・ 既述のとおり、三者は知事との懇談及び佐賀県関係者等への退任挨拶を終えた午後零時ころに蕎麦屋に立ち寄って1時間足らずの間に昼食を取ったのであるが、同昼食時の状況については以下のとおりである。
- ・ すなわち、同昼食の当初の10分ないしは20分程の間の三者の話題は当該蕎麦屋と歴代佐賀支店長との関連やその名物などのいわゆる雑談に類するものであったが、その後、本件説明番組の話になった模様である。

C支店長の記憶によると、知事発言を意味する「知事の話もあったけど」といった感じの言葉が本件説明番組のことを話すきっかけとなっているということであり、A副社長の記憶では先に同番組のことが話題になり、その過程で同副社長において「知事も気にされていたよね」と言ったとのことである。

ちなみにB本部長においては、昼食時の話については全体としてほとんど記憶しておらず、知事発言のことが話題に登ったか否か自体についても明確な記憶がないごとくである。

- ・ その後の話の流れについては、A副社長とC支店長の各供述を総合すると、福島第一原子力発電所の被災以降、玄海原子力発電所の地元である佐賀県内において運転再開のための環境づくりに努め、また、夏場の電力需要の増大も気がかりであったC支店長において、「何とか早く立ち上げたいですね」などと話し、思いを同じくする他の二人も同様のことを口にするとともに本件説明番組が反対派において得意とするツールであるいわゆるネット形式で行われることにより、反対派・慎重派の意見が多数を占めることへの危惧を話し合ったとのことである。

また、そういった話との関連で、C支店長は、その後、それまでに理解活動として各地域のオピニオンリーダーや各種グループの多くと接触し、また、大口顧客の多くを何度も回ったところによると、電力の安定供給とそのための原子力発電再開を望む者も相当にいることをA副社長に紹介したところ、同副社長において、「そういう意見が出るようになればいい」あるいは「ちょうど大事な時なので、参加者を増やしたいね」などと述べた上で、他の二人に対し、「原発本部関係はB、支店関係はCでやってくれ」と指示し、B本部長とC支店長の両名もこれを了解したとのことである。

(2) 知事発言と蕎麦屋での相談との関係等

- ・ 以上のとおり、蕎麦屋での相談内容についての三者の各供述にあっては、知事発言の影響は比較的希薄であったかのようである。

また、B本部長にあっては、同相談内容についての記憶がないとする一方で、本件説明番組についてはその前から周知をすることを考えていたなどと述べている。

- ・ しかし、本調査の結果に照らすと、知事との懇談以前の九電あるいは上記三者については、実際には本件説明番組に対して何らかの対応あるいは関係協議を行なった形跡が認められない。

また、知事との懇談から蕎麦屋での相談に至る経緯なども勘案すると、その際の三者の相談内容が仮に上記のとおりのものであったとしても、知事発言が同相談の背景ないしは動因として対応の影響を及ぼしていたことは否定しがたいものと思料される。

- ・ ちなみに、社長は、ヒアリングにおいて、「あの県民説明会は、よその世界の出来事。我々にはアンタッチャブルなものだったが、支店長メモで知事から要請があったみたいだということで少し暴走した感じだ」「会社対応は、知事の発言、メモに反応したものだ」あるいは「知事はいろんなこと言い過ぎた。もう退任する人間にあんなこと言う必要なかった」などと供述している。

3 A副社長らによるD部長への指示等について

本件社内調査報告書にあっては、A副社長とB本部長によるD部長に対する関係指示について、賛意の参加者を増やすために、「本件説明番組の周知」を指示したとしていのであるが、実際にはA副社長においてD部長に対し支店長メモを見た上での対応を指示するなどしたものであって、その詳細は以下のとおりである。

(1) A副社長のD部長に対する指示の状況等

- ・ A副社長が知事との懇談のあった日の翌日である6月22日にその秘書から支店長メモを受け取り、その内容を閲読した上で電話によりD部長に所要の指示をするに至るまでの経緯は前記(1、(4)、・11頁~12頁)のとおりである。
- ・ しかして、同指示の内容は、A副社長の記憶によると、同部長において既に支店長メモを入手済みであるか、あるいは入手し得ることを前提として、「知っているよね。周知ちゃんとやってよね。支店長からメモを貰ったから、メモ見といてね」というものであり、同部長の記憶によると、「知事のところに行った。番組を盛り上げるように賛成意見がないとイカン。議事録読んで対応してくれ。議事録は秘書から貰え」というものであったとのことである。

(2) B本部長のD部長に対する指示の状況等

- ・ 既述のとおり、B本部長は、6月22日には支店長メモを目にはしていないのであるが、同日の昼ころ、出張先の鹿児島からD部長に電話をし、概ね「説明会開催は新聞等にも出ているが、みなさんにも周知して見るように。積極的に参加するように」との言葉により指示を行なったとのことである。

- ・ ちなみに、D部長にあっては、そのころB本部長からの電話を受けたことは記憶しているものの、同電話の内容は余り記憶にないとのことである。

(3) D部長による支店長メモ入手の経緯等

支店長メモの入手経路

- ・ D部長は、電話によりA副社長から上記のとおり指示を受けた前後に支店長メモを入手している。

同入手経路については、既述のとおりC支店長から同メモを手交されたG課長から、同メモが文書管理ファイルのメール添付により、原子力管理部の課長級社員であるI氏(以下、「Iグループ長」という)に送られ、同グループ長においてプリントアウトしたものが同グループ長からD部長に渡されたものと認められる。

- ・ ちなみに、G課長は、一応、佐賀支店にポストを置いているものの、実質的には本店の原子力管理部長のラインに繋がり、同管理部の統制に服しているのが実情であって、同課長による支店長メモのIグループ長、すなわち原子力管理部への送付もそのような実情を背景としたものであったと認められる。

D部長の支店長メモについての感想等

- ・ 支店長メモを入手した段階での同メモについてのD部長の感想は、「知事は、賛成派の意見が聞こえてこないと前から言っており、それと同じ意見が述べられている」というものであり、また、「知事はインターネットを良く使うので、ネットでも議論がなるべく活発化した方がいいということだろう」というものであったとのことである。

しかして、同メモ2枚目の二番目の丸印の記載についての感想も「知事が時々言っていることが書いてあるだけ」というものであったとのことである。

- ・ ちなみに、同部長にあっては、同記載中の括弧内の「6月2日」との記載は5月17日の間違いであることを即座に認識したことが認められる。

D部長のA副社長からの指示についての理解・認識等

D部長は、A副社長からの前記のとおり電話の内容並びに支店長メモの内容から、同副社長の指示に係る対応は会社内外への本件説明番組の周知と賛成投稿要請の双方であると理解・認識したと認められる。

(4) 当職らの見解

以上の調査結果に照らすと、B本部長のことは措くとして、A副社長のD部長に対する指示の内容は、同副社長の供述のみに照らしても、客観的に見ると、必ずしも本件説明番組の周知に限ったものではなく、むしろ本件賛成投稿要請を含む趣旨と解される余地のあるものであったと思料され、現にD部長は、そのように受け取

っているものである。

4 D部長のEグループ長への指示等について

本件社内調査報告書にあっては、D部長のEグループ長に対する関係指示について、本件説明番組の周知を指示したとしているのであるが、実際には同部長において支店長メモの一部を指差すなどして対応を指示したものであって、その詳細は以下のとおりである。

(1) D部長のEグループ長に対する指示の状況等

- ・ D部長は、上記のとおりA副社長から指示を受け、支店長メモを入手・閲読すると、当初、その担当に鑑みてIグループ長に対応をさせようとしたが、同グループ長において6月28日開催の定時株主総会の準備で多忙であることを理由に対応を断ったことから、Eグループ長に対応を指示したものである。

しかして、同指示の具体的な態様については、D部長(供述当時は副本部長であるが、以下においても供述当時の同氏については便宜「D部長」という)の供述によると、同グループ長に「こんなのがあるぞ」と言って支店長メモを見せ、同メモ2枚目の二番目の丸印の の記載部分を指差して「周知しろ。こういう要望が出ているので」と言ったとのことである。

- ・ また、同 の記載中の括弧内の「6月2日」との記載については、ことさら同グループ長に説明しなくとも、5月17日の間違いであることは分かるはずであり、については、上記のとおり指示すれば、同グループ長において、当然に5月17日保安院説明会の場合と同様の対応をするものと考えたとのことである。
- ・ なお、当職らと別途の弁護士チームの調査結果に照らすと、D部長は、例えば17年12月25日の佐賀県主催のブルサーマル公開討論会についても、九電社員の動員のみならず、同社員用に事前質問を作成することなどを主導しているものであり、また、5月17日保安院説明会の場合なども考慮すると、同部長が本件説明番組についてEグループ長に対し上記のと通りの指示を行なったことは同部長にとって特段のことではなかったと言えよう。

(2) Eグループ長のD部長の指示についての理解・認識等

- ・ Eグループ長についても、その関係供述はD部長の上記各供述と概ね符合しており、結論として、同グループ長は、支店長メモの内容とも考え合わせ、同部長の「周知しろ」との指示は5月17日保安院説明会の場合と同じく賛成投稿要請を含むものと認識・理解したものと認められる。
- ・ なお、同グループ長は、D部長から上記指示を受けるまで、本件説明番組のことを知らなかったものと認められる。

(3) 当職らの見解

以上の調査結果に照らすと、D部長のEグループ長に対する指示は、事実上、賛成投稿要請を含むものであったことは否定し得ないものと思料する。

5 Eグループ長の社内に対する賛成投稿要請に係るメールについて

本件社内調査報告書にあっては、Eグループ長の本件説明番組についての会社内外に対するメールが周知のみならず賛成投稿要請を含むものであったことについて、同要請は同グループ長自身の判断によるものとしているところ、それが事実と相違することは上記のとおりである。

また、同社内調査報告書においては欠落しているが、会社内に対する同メール(以下、「要請メール」という)には、一旦、支店長メモが添付されるなどしていたものであって、その詳細は以下のとおりである。

(1) 要請メールに一旦支店長メモが添付された理由及びその後の状況等

- ・ Eグループ長は、前記のとおり、D部長から支店長メモを渡されるとともに対応を指示されたところ、同メモ1枚目の左上部に「関係者外秘」と押印した上で6月22日12時12分に同メモを添付した要請メールを原子力発電本部を中心とした原子力発電関係の管理職69名に対して発信したが、同日13時48分には同69名に対し同添付に係るメモを読後廃棄(添付ファイルの削除とプリントアウトした場合のシュレッダー処理)することを求めるメール(以下、「メモ廃棄要請メール」という)を発信したことが認められる。
- ・ 同グループ長は、会社内向けの要請メールに支店長メモを添付した理由については、同メモを読んだ結果として、メールの発信先の各管理職に周知と賛成投稿の必要性を徹底させることが必要と考え、その気持ちの現れとして同メモを添付した旨を供述し、また、一旦はそのようにしたもの間もなく同メモが外部に流れた場合には大きな問題になると思い至り、メモ廃棄要請メールを発信したと供述している。
- ・ また、同グループ長の供述によると、原子力発電関係の管理職は300名程にも及ぶところ、その中でも原子力発電部門の背番号付きと呼ばれているいわば同部門の固有のメンバー(以下、同メンバーのことを「原子力背番号付きメンバー」という)であり、かつ、原子力発電の再開について思いを共有していると思われる者を選んで支店長メモを添付したメールを発信したとのことである。

(2) D部長と要請メールとの関係等

- ・ Eグループ長は、要請メール本文をD部長に見せて事前の了解を得るなどのことはしておらず、支店長メモの添付についても同様である旨を供述している。
また、D部長にあっても、同様の供述をし、対応は同グループ長に任せていたことを理由に挙げた上、「同メモの添付のことを知ったのは、社長が記者会見をした7月6日以降であり、上記メール本文を見たのも同様である。その時点で同添

付については『まさかこのようなことをするとは』という驚きの思いであった」などと供述している。

- ・ 以上に対し、九電の一部関係者は、ヒアリングにおいて、例え会社内の原子力発電部門関連の管理職が相手とはいえ、支店長メモの類のものを多数の者に向けたメールに添付することの重大性や、原子力部門における上下の統制には強いものがあり、いわゆる上命下服も相応に徹底されていることからすると、支店長メモの要請メールへの添付はEグループ長独自の判断によるものとは考えにくく、D部長の事前の了承に基づく可能性が高い旨を供述している。

しかしながら、本調査の結果に照らすと、D部長の事前了承等を裏付けるに足る材料は見当たらない。

また、本来、本件説明番組の周知等の事項はEグループ長の担当に係るものであり、Eグループ長にあっては、その種の対応には不慣れであったとも認められること、同グループ長はD部長の事前了承を得なかった理由として、「その種のことについては、通常は事前了承を得るが、当時は定時株主総会の準備等で互いに忙しく、同了承を得る機会が乏しかった」旨供述しているところ、当時は同供述のとおりの実情であったであろうことは否定しがたいこと、さらに支店長メモの要請メールへの添付はD部長が事前了承をするには余りにも軽挙であり、メモ廃棄要請メールの発信も比較的早期であることなどを総合すると、当職らの心証としては、D部長並びにEグループ長の各関係供述は相応に信用できるように思われる。

(3) 要請メール及び同メールに添付された支店長メモの社内投稿への影響等

- ・ 本調査においては、要請メール及び同メールに添付された支店長メモの社内投稿への影響等のある程度把握することも考慮して、要請メールの送信先69名のうち14名のヒアリングを実施しているが、社内投稿をした者と同投稿をしなかった者の各理由等を知るために同14名については、社内投稿を行なった者を9名、行わなかった者を5名とした。
- ・ その結果を見ると、社内投稿を行なった9名については、うち2名が「要請メールが送信されなかったとしても、投稿をした可能性がある旨」述べたものの、その各供述内容に照らすと、その可能性はそれほど高いとは認められず、要するに全体として要請メールが社内投稿を促したことは間違いのないところと思われる。

もっとも、上記9名のいずれもが原子力発電の再開を強く望んでいたのも事実と思われることからすると、同9名が要請メールだけによって社内投稿を行なったとも言い難いと思われる。

一方、社内投稿を行わなかった5名は、「番組を見て内容をメモするのに手一杯で、投稿をする余裕がなかった」「番組の時間帯には家族と買い物に出ていた」「投稿の効果には疑問があり、投稿の必要性を感じなかった」などと供述している。
- ・ 一方、要請メール添付の支店長メモとの関係については、多くの者が「メモの

添付は不要であり、メモがなくても投稿したと思う」などと述べ、同メモを見たことにより投稿したことを明言した者はいなかった。

もっとも、その点は、九電側が議会等に対し、「知事発言は支店長メモと異なっている」「知事発言は本件賛成投稿要請と関係がない」などと説明し、そのホームページにおいても同様の意見を表明していることとも関連しているとも思われ、額面どおりには受け取れないようにも思われる。

- ・ さらに言えば、既述のとおり、支店長メモによりD部長がEグループ長に対して社内投稿を含む対応を指示し、これを受けて同グループ長がメールによって同対応を原子力部門管理職 69 名に指示した結果、社内投稿が行われたことは事実であるが、要請メールの送信先 69 名全体との関係で見ると、社内投稿を行なったのは 34 名(49%強)である。

一方、本件説明番組があったのは日曜日であった。

ちなみに、Eグループ長は、要請メールの本文に「万難を排して」と記載したのは、同番組日が日曜日、すなわち休日であったことを意識したものである旨述べている。

しかして、上記の比率については、日曜日にしては高率とも言えようし、同メモの添付と「万難を排して」との記載の割には低率のようにも思われ、支店長メモ自体が上記 69 名に与えた影響については微妙なところであろう。

6 佐賀支店における本件賛成投稿要請関連の対応について

佐賀支店(以下、時に応じて同支店のことを単に「支店」という)における本件賛成投稿要請関連の対応については、本件社内調査報告書の関係記述に事実との特段の相違は認められない(ただし、佐賀支店における取引会社等の投稿人数については、本件社内調査報告書にあっては合計 79 名であったものが、その後の追加の社内調査により 10 名増加して合計 89 名となっている)のであるが、同支店においては、賛成投稿のための相当数の事例文を記載した文書(以下、同文書のことを「事例文」という)を配布している点、一方、同支店の一部社員において賛成投稿を行なっているとはいえ、C支店長ら支店幹部としては、九電関係者によるいわゆる社内投稿を排除し、社外からの賛成投稿のみを求める意図であった点で本店原子力部門における対応と差異が認められるところ、同社内調査報告書では、それらの理由等が必ずしも明確ではない。

については、それらの点についての調査結果を述べると以下のとおりである。

(1) 事例文の配布の経緯等

- ・ 佐賀支店における事例文配布については、以下の経緯が認められる。

すなわち、C支店長は、知事との懇談のあった翌日の6月22日に支店の玄海原子力担当のJ氏(以下、「J部長」という)に対し、「26日に県民説明番組があるので取引先、大口顧客、商工会議所といったところから賛成意見を出してもらいたい。については、そのやり方を検討してもらいたい」などと指示した。

そこで、J部長は、別室において、支店の主要幹部であるK氏(以下、「K部長」という)とL氏(以下、「L部長」という)と共に対応を協議した。

その結果、元来、原子力発電の再開に賛成意見を持つ者の多い商工会議所にK部長が赴き、同賛成意見を持っていると認められる取引先をL部長が回って、所要の要請をすることとなったところ、同部長において、要請先の中小企業の社長から「投稿するのはいいが、何と書いていいかわからない」などと言われることを予想した。

そこで同部長は、同協議の席でその旨を話して事例文の作成を提案し、他の二人の部長も賛同して、同事例文をJ部長が準備することとなったものである。

- ・ しかして、上記協議の結果については、C支店長に報告され、同支店長もL部長と同様の考えから、事例文の作成・配布を了承したものである。

(2) C支店長らが社内投稿を排除することとした経緯等

- ・ C支店長らが本件説明番組への賛成投稿の要請に当たり、社内投稿を排除することとしたのは、C支店長がJ部長に協議を指示した際に要請先として挙げたのはいずれも社外の関係であったこと、支店の主要幹部による前記協議においても、社内投稿は九電自体が意見を言うことになり相当ではないということになったことなどによるものと認められる。
- ・ ついては、そのような協議結果並びに理由はC支店長に報告され、同支店長もこれを了承したものと認められる。

ちなみに、C支店長にあっては、本件説明番組への対応に当たることとなった当初から社内投稿のことは念頭になかった模様である。

7 九電関係者が本件賛成投稿要請等を認識・把握するに至った経緯等について

本件社内調査報告書にあっては、本件賛成投稿要請の対象となった九電の原子力事業部門並びに佐賀支店の各関係者以外の同会社関係者が同賛成投稿要請を認識・把握し、その後、7月7日から本件社内調査を開始するに至った経緯について、本件説明番組後の7月1日の報道機関からの問合せをもって同認識・把握の契機としているのであるが、実際には本件説明番組当日の6月26日に既に本店・佐賀支店の各関係者が同賛成投稿要請に関する社外の反応についての情報(以下、同情報のことを時に「本件関係情報」という)を得るなどしていたものであって、その詳細並びに当職らによる検討の結果は以下のとおりである。

(1) 各関係経緯

本店におけるブログ・Q A 関連経緯等

本店(本項においては、本店の部署の場合、同部署名のみを摘示する)における本件賛成投稿要請に関するブログ・Q A 関連経緯等についての調査結果あるいは各関係者の供述状況は以下のとおりである。

(法務室・ブログ関連)本店においては、6月26日午後3時ないし5時ごろに地域共生本部総務部法務室(以下、単に「法務室」という)副長のM氏(以下、「M副長」という)が同月28日の定時株主総会(以下、「今回株主総会」という)に備えて「九電消費者株主の会」のサイトを見ていたところ、同サイトに「ずるずるべったん、剛毅果敢に生きる」と題するブログ(以下、「ずるずるブログ」という)の同月25日の記事が引用されており、同引用部分には本件賛成投稿要請のことを指摘する内容が書かれていた。

そこで、M副長は、同引用部分をプリントアウトしたもの(以下、「法務室版ブログ」という)を法務室副長のN氏(以下、「N副長」という)に渡したほか、法務室内で回覧し、その過程で、各自が当該ブログの上部に閲読を示す押印をした。

なお、法務室内回覧に係るブログの手書き部分の「Q Aの手当が必要と考えます」「鹿児島在住」、「九電消費者株主の会サイト」はいずれもM副長が記載したもの、「(広報部対応中)」は同副長が下記以下の状況を法務室課長に報告した際に同課長が記載したものである。

(原子力管理部・ブログ関連)一方、N副長は、上記回覧に供されたものとは別途にコピーされた法務室版ブログを原子力発電本部原子力管理部(以下、単に「原子力管理部」という)の環境広報グループ(以下、「環境広報G」という)に持参し、同グループのO氏(以下、「O担当」という)に手渡すと同時に今回株主総会用のいわゆるQ Aを作っておく方がよい旨を告げた。

そのため、O担当は同部副長のP氏(要請メールの発信先の一人・以下、「P副長」という)にその旨を告げ、これを受けて同副長はIグループ長(要請メールの発信先の一人)に法務室版ブログを見せて、「Q Aを用意しておきましょうか」との旨を尋ねた。

それに対し、Iグループ長は、そのようにするように指示したが、P副長は折から今回株主総会用のいわゆる一括回答の作成に当たっていたため、その後しばらくの間、法務室版ブログ関連のQ Aの作成を失念した。

(広報部・ブログ関連)また、N副長は、地域共生本部広報部(以下、単に「広報部」という)の報道グループのもとにも赴き、副長のQ氏(以下、「Q副長」という)に法務室版ブログを渡したが、その際、同副長を含め同グループの一部の者は既に「ずるずるブログ」のことを承知していた。

すなわち、以上と同日の6月26日午後4時20分ごろ、副長のR氏(以下、「R副長」という)は、共同通信福岡支社の記者から「ずるずるブログ」についての問い合わせを受けたが、同副長が同ブログのことを認識していなかったため、同記者からメールにより同ブログのURLを教えられた。

そこで、R副長は、「ずるずるブログ」そのものをプリントアウトした(以下、同プリントアウトに係るブログのことを「オリジナル版ブログ」という)。

その上でR副長は、原子力背番号付きメンバーとして広報部の中で原子力広報活動の計画・実施等を担当しているS氏(以下、「S課長」という)にオリジナル版ブログを見せて同ブログ入手の経緯を話したところ、同課長にあっては、同ブログに目を通したのみで、原子力管理部の環境広報グループ等の関係グループに問い合わせることもなく、「よくある話であり、記者には信頼しない方がいいと言えよ」と述べた。

そのため、R副長は、上記記者に電話をしてその旨回答し、それ以外の対応はしなかった。

そうしたところに、上記のとおり、法務室のN副長が法務室版ブログを持ち込みQ副長に見せたことから、同副長は、同ブログのことは既に承知している旨を答えて終わったものである。

なお、オリジナル版ブログについては、翌27日に広報部の副長のT氏(以下、「T副長」という)から佐賀支店にFAX送信されているが、同送信の関係については、後記の佐賀支店関係経緯において記述する。

(総務部管理グループ・ブログ関連)そのほか、法務室版ブログについては、6月26日から同月30日までの間に法務室から総務部の管理グループに交付され、同グループ内で回覧されている。

同グループは危機管理を担当し、普段から法務室との間で情報を共有していることから、上記交付に至ったと認められる。

しかして、同交付に対し、当時、同管理グループにあっては、原子力関係広報等に当たっている広報部のS課長に当該ブログの内容等を確認したが、同課長からは、「広報部からの要請によりその交付が行われたわけではない」といった返事があったのみであった模様である。

そのようなことから、結局、当該ブログは上記回覧後はそのまま管理グループのもとで保存されているだけで終わっている。

(原子力管理部・QA関連)各ブログについて上記のとおり経緯のあった26日の翌日27日(今回株主総会前日)、原子力管理部では法務室版ブログに関連した今回株主総会用のQA(以下、「本件総会用QA」という)を作成しているが、各関係者の供述を総合すると、同作成の経緯は以下のとおりであったことになる。

すなわち、同日になって、Iグループ長は、上記の経緯により、P副長に対し、法務室版ブログに関連した総会用QAの作成について確認した。

それにより同作成のことを思い出した同副長は、同日の夕方から同QAの作成を始め、出来上がった同QA案を法務室版ブログとともにEグループ長に見せるなどして適宜修正を加えた上、同案について、同グループ長の了解を得た。

その後、P副長は、Iグループ長に対し、Eグループ長の了解を得たことを

告げた上で同Q A案を見せ、Iグループ長の了解を得た。

そのようにして、P副長は、法務室版ブログに関連した本件総会用Q Aを完成させたというのであるが、同Q Aは、要するに、法務室版ブログに対応して、「九電は本件説明番組について組織的にグループ会社等や社員等に同番組への参加や意見投稿を強制したのではないか」との質問に対し、「九電は同説明番組開催などの紹介や任意での意見投稿の呼びかけの依頼を行なったに過ぎず、組織的に同番組の視聴や意見投稿を強制した事実はない」と答えることを内容としたもので、九電による一定の働きかけを認める一方で組織的な強制は否定するといういささか際どい内容である。

しかして、上記各関係者の供述を総合すると、同Q AはP副長起案に係る案をほぼそのまま成案としたもの、すなわち事実上は同副長がほぼ単独で同Q Aを完成させたとのことであり、また、同完成前にD部長やB本部長以上のいわゆるラインの上位者に法務室版ブログや同Q A案などを見せて、同案の内容について指示を受けるなどしたことは一切なく、同Q A完成後も同上位者から決裁あるいは了解を得るなどのことは全くしていないとのことである。

D部長とB本部長、A副社長らも同様の供述をし、同ブログや同Q Aのことを知ったのは、本件社内調査の終了(7月14日)を経て、同月末に第三者委員会が設置されたころ以降とのことである。

ちなみに、Iグループ長の了解により同Q Aが完成となった時刻は、P副長のパソコンに保存されていた文書ファイルのプロパティ情報に照らすと、同月28日午前零時ごろと認められるが、それに対して、同月27日のB本部長の退社時刻は午後6時ないし同7時ごろ、D部長の退社時刻はその後の同日午後7時ないし同8時ごろとのことであり、A副社長についても同様ということであろうと思われる。

一方、同Q Aは株主総会間近になって質問が予想されることとなったいわば突発的な事項についてのもので、基本Q A(役員全員共有のもの)、詳細Q A(各本部長限りのもの)の作成後に作成されたという意味でトピックスQ Aと呼ばれているものである。

また、九電では昨年からの株主総会におけるQ AはトピックスQ Aを含めて事務局のパソコンに入力され、議長並びに答弁役員のためのディスプレイに適宜表示されるシステムを採用しているところ、本件総会用Q Aについては、その完成後、他のQ AとともにUSBメモリーにデータ保存された上、今回株主総会(午前10時開催)当日の28日の朝に総会会場に持ち込まれたのであるが、同総会においては、「ずるずるブログ」関連の質問は出なかったものである。

なお、今回株主総会の他のトピックスQ Aは、福島第一原子力発電所事故、玄海原子力発電所の原子炉の老朽化等、地元自治体との間の安全協定締結のための協議等、川内原子力発電所の3号機増設、四国電力の原子力発電所の耐震裕度確保及びMOX燃料等の各関係についてのものである。

しかして、昨年~~の~~定時株主総会におけるトピックスQ Aについては、その総括文書にD部長までの決裁印が押されているのに対し、今回株主総会のトピックスQ Aについての総括文書にはIグループ長までの決裁印までしか押されていない。

また、本件総会用Q Aは同総括文書に係る各Q A作成の後に追加作成され、上記のとおり、同各Q Aと合体されたためと思われるが、同総括文書には本件総会用Q Aのことは記載されていない。

(広報部、原子力管理部・Q A等関連)今回株主総会翌日の6月29日、原子力管理部の環境広報グループは、広報部から本件賛成投稿要請に関する双方向システムによる質問に対する回答案を求められた。

双方向システムとは、九電のホームページ上で顧客からの意見・質問等を受け付け、広報部において同意見等への回答等の対応を行うシステムであるところ、同システムにより「ずるずるブログ」の内容について確認・非難する質問2件(以下、「本件各質問」という)が同月26日(日曜日)に入力され、翌27日(月曜日)に受け付けられたものである。

については、広報部においては、同2件の質問に対し、本件賛成投稿要請のような事実はないはずであるとの考えから、一応、「お問い合わせいただいたような事実はございません」との回答案を作った上で原子力管理部の環境広報グループの確認を求めたものである。

それに対し、P副長や同じく同グループの副長のU氏(要請メール発信先の一人・以下、「U副長」という)らは、本件総会用Q Aを利用することとし、U副長において、同Q Aの内容自体には何らの変更を加えず、「社外対応スタンスQ A(佐賀県国説明会への九電参加要請)」とのタイトルを付した回答(以下、同回答のことを「本件スタンスQ A」という)を作成し、Eグループ長の確認を得た上、P副長、Iグループ長の決裁印のあるものを広報部に回付した。

その結果、広報部は、本件スタンスQ Aを踏まえて回答文を作り、7月1日に上記2件のうちの1件に対して返信回答したが、その余の1件については先方のアドレスに誤りがあり返信できなかったものである。

佐賀支店における関係情報入手・関係F A X等関連経緯等

佐賀支店における本件賛成投稿要請に関する情報の入手並びに関係F A X受信等についての調査結果あるいは各関係者の供述状況は以下のとおりである。

(情報入手関連) 佐賀支店においては、6月26日の本件説明番組(午前10時～同11時30分)の前後ころ、J部長において社外からの問い合わせ等により、本件賛成投稿要請が大きな問題となる可能性を認識し、翌27日午前中に、C支店長への報告を行うとともに、佐賀支店における賛成投稿要請に関して、佐賀支店に社外からの問い合わせが入った場合に備えてQ Aを作成し(以下、同作成に

係るQ Aのことを「社外問い合わせ用Q A」という)、C支店長に渡し、そのほかK部長、L部長にも配布した。

ちなみに、その結果として、同Q Aは同支店においてマスコミ対応を担当している同支店総務部グループ長のV氏(以下、「Vグループ長」という)にも渡っているものと思われる。

一方、C支店長は、外部からの情報により、佐賀支店の関連部署について、取引先に事例文をF A Xしたことの有無や現に行われた賛成投稿要請の状況についての調査をすることを指示した(その結果として、その後、同支店における社内投稿の事実が判明した)ものであるが、本店への連絡については、佐賀支店における賛成投稿要請は従来から原子力発電の再稼働に賛成意見を持っている先に対するものであるから、例え問題となっても説明はつくと考え、また、本店における賛成投稿要請の実態を把握しておらず、問題は同支店限りのことと認識していたことから、上記の情報並びに佐賀支店の当時の対応等については、本店に連絡していないとのことであり、J部長ら他の同支店幹部においても同様と認められる。

(F A X等関連)以上に対し、本調査の過程で、6月27日午後1時4分に本店の広報部から佐賀支店に対してF A X送信されたことを示す「ずるずるブログ」のオリジナル版ブログが見出された(以下、同送信にかかるF A Xのことを「ずるずるブログF A X版」という)。

しかし、佐賀支店各関係者にあっては、同F A Xについての記憶が極めて曖昧・希薄であり、C支店長にあっては、そのころ、同F A Xを同支店の者から見せられたような記憶はあるものの具体的な時刻や誰から見せられたかなどは記憶がないとのことであり、他の同支店関係者にあっても、L部長やVグループ長を含むいずれもが同F A Xについての記憶がない旨を述べている。

ただし、同支店関係者の一人は、当時、Vグループ長から「ずるずるブログ」を見せられた記憶がある旨を供述している。

一方、同F A Xが上記のとおり本店の広報部から送信されたことは「ずるずるブログF A X版」上部の送信記録によって明らかであり、また、同F A Xの送信者についても本店の広報部のT副長において、同F A X上部の手書きによる「W(カタカナでW氏のフルネーム)」との記載は自身の筆跡であり、そのことからすると同F A Xの送信者は自身であると認めている。

しかし、T副長は、W氏(社外人)なる人物のことは知らないとのことであるところ、同副長には佐賀支店勤務歴がなく、また、現に同F A X上部にはW氏のことを「W(カタカナでW氏のフルネーム)」と記載していることからすると、F A X送信当時、同副長自身にはW氏についての認識がなかったものと思われる。

しかして、当該F A X送信については、佐賀支店においてマスコミ対応に当たっており、22年6月まで本店の広報部副長を務めていたVグループ長あたりがW

氏と関連する情報を得るべく、T副長に問い合わせを行い、その結果として、同副長が、W氏自体についての認識はないものの、前日にプリントアウトされていたオリジナル版ブログを参考情報として佐賀支店にFAX送信したことなどが考えられるが、本調査によっても、事実としては当該経緯は不明と言うほかはない。

ただし、いずれにしる、「ずるずるブログFAX版」が本店の広報部から佐賀支店にFAX送信されたという事実と照らすと、W氏関連の関係情報は、同送信に先立って佐賀支店の関係者のいずれかから本店広報部に伝えられたものと思われる。

7月1日の報道機関よりの問合せ以後、同月7日からの本件社内調査の開始、同14日の同調査報告書の公表までの関連経緯等

九電の広報部は、7月1日に日本共産党機関紙の「しんぶん赤旗」(以下、同党のことを「共産党」、同機関紙のことを「赤旗」という)の記者から本件賛成投稿要請についての問い合わせを受け、その翌日の同月2日には、「赤旗」に関係記事が掲載されたことから、以後、他の一般紙からも同要請についての問い合わせを受けるようになったところ、同月4日にD部長(当時は副本部長)が鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会に参考人として出席し、共産党所属議員から本件賛成投稿要請についての質問を受けて答弁(以下、「D副本部長答弁」という)をしていること、その後の同月6日には衆議院予算委員会において同要請についての質問があったことを受けて九電の社長が同日夕方に記者会見(以下、「社長記者会見」という)を行なったことなどについては、概ね本件社内調査報告書記載のとおりと認められるが、D副本部長答弁等並びに社長記者会見及び本件社内調査報告書作成等についての調査結果あるいは各関係者の供述状況は以下のとおりである。

(D副本部長答弁関係等) D副本部長答弁の際の質問と答弁の内容は、九電の鹿児島支社において記録した「鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会 傍聴メモ」の関係部分によると、共産党所属議員から、本件説明番組との関係で「九州電力が、関係の社員に、この番組中に運転再開を賛成する、支持する文言の電子メールを番組に投稿するようにと会社で指示をされたというのが、わが党の調査で明らかになった・・・」として、同指示の有無を質問されたのに対し、D部長(当時は副本部長)は、「会社の内外に番組開催の連絡はしたが、そのような依頼を実施した事実はない」旨答弁しているものである。

しかして、D部長は、ヒアリングにおいて、当時は既述のとおり要請メールや支店長メモ添付のことを知らなかったとした上で、「現在はその質問が社内投稿に関するものだと分かるが、当時は、その議員から急に本件説明番組への対応について聞かれて、その質問は協力会社に賛成意見の投稿を強制した事実の有無を聞いたものと取り違え、そのような強制をしたとは思っていなかったので、そのような答弁をしてしまった」などと供述している。

また、D部長は、その後の7月6日の社長記者会見までのことについては、「慎

重派は、一般的によくそういう質問をするので、その後その件を調べたりしなかった」「慎重派からは種々のことを言われてきたので、その一種であろうと思ひ、また、忙しかったので余り気にしなかった」などと供述している。

(社長記者会見)社長は、7月6日の午後には佐賀県の地元新聞のインタビューを受けていたところ、その途中で衆議院予算委員会において共産党所属議員から本件賛成投稿要請についての質問が出たことを知らされ、急遽、同インタビューを中断するなどし、情報収集及び関係者から直接事実確認をした上で、午後7時30分から記者会見を行なったものである。

同記者会見の際の質疑応答等については、九電側において記録した「社長記者会見議事概要」によると、社長において、冒頭、九電が本件説明番組につき、原子力関係協力会社に対して賛成の立場からの意見投稿を要請したことを陳謝した上で、質疑応答に応じ、その中で同投稿要請が自身の指示によるものではないことなどを述べている。

(本件社内調査関係)本件社内調査は、7月7日から開始されているが、7日においては、社長以下の役員らにおいてEグループ長やD部長(当時は副本部長)への事実確認を行い、翌8日からは九電本店の経営管理本部の部長以下が調査に当たった。

本件社内調査報告書については、経営管理本部において原案を起案し、その後、関係執行役員、関係副社長の修正などを受け、さらに社長による修正を受けた上で、成案となったものと認められる。

しかして、本件社内調査報告書においては、既に指摘したとおり、6月21日のA副社長らと知事との懇談、支店長メモ、同メモを添付した要請メールのことなどが記載されておらず、また、6月26日開催の本件説明番組以後のこととしては、関係ブログ、各種QAのことなども記載されていないのであるが、社長以下は、支店長メモや要請メールについては、本件社内調査の当初から認識していたものと認められる。

関係ブログについては、社長らにおいて、法務室版ブログあるいはオリジナル版ブログのいずれかを7月6日(既述の衆議院予算委員会での関連質問の後)ないしは翌7日に見ているものと認められる。

本件総会用QAないしは本件スタンスQAについては、社長にあっては、8月9日に当弁護士チームからのヒアリングを受けた前後に初めて認識したとのことである。

なお、7月6日の社長記者会見における同社長の冒頭発言部分は、本件総会用QAないしは本件スタンスQAの内容と酷似しているが、その理由は上記冒頭発言についてのメモをR副長が作成しているところ、同作成の過程で本件スタンスQAが参考にされるなどしたためではないかとも思われる。

(2) 本件経緯におけるブログ等の関係情報の累積状況等

関係情報の累積状況及び関係各部署におけるその取扱い概要等

- ・ 九電会社内における既述のとおりの本件賛成投稿要請に関する情報(以下、「本件関係情報」という)の累積状況及び関係各部署における取扱いの概要を整理すると

6月26日、法務室において、「九電消費者株主の会」のサイトに引用されていた「ずるずるブログ」を発見し、同ブログを法務室内で閲覧する一方、原子力管理部環境広報グループと広報部報道グループに同ブログについて伝達。

上記伝達を受けた原子力管理部環境広報グループでは、同グループ長が副長に今回株主総会用の関係QAの作成を指示。

同日、広報部報道グループ副長において、上記の伝達を受ける前に既に共同通信記者からの電話等により、「ずるずるブログ」を入手し、広報部において原子力広報活動を担当している課長(原子力背番号付きメンバー)に情報を伝達。

6月26日から同月30日までの間に法務室から危機管理担当の総務部管理グループに「ずるずるブログ」を交付し、同グループ内で閲覧。

6月26日、佐賀支店の玄海原子力担当において、社外からの問い合わせ等により、本件賛成投稿要請が大きな問題となる可能性を認識し、社外問い合わせ用QAを作成するなどしたが、同支店から本店への表立った関係連絡はせず。ただし、同支店担当者のいずれかが本店の広報部に同情報を伝達した模様。

6月29日、広報部において、先に双方向システムにより受理していた「ずるずるブログ」関連の質問2件(受理日は6月26日)について、原子力管理部環境広報グループに回答案の作成を依頼し、同グループから回答案を受領。

ということである。

すなわち、本件関係情報は、6月26日の段階で既に本店の法務室・広報部並びに佐賀支店の玄海原子力担当において各把握されている。

- ・ また、同情報については、同日中に の場合は直接に原子力管理部環境広報グループに、 の場合は原子力背番号付きメンバーに各伝達されており、 の場合も以上と類似した経路による伝達の可能性が認められる。

そのほか、 についても、広報部からの同グループに対する双方向システム関連の回答案の作成依頼を通じて情報が伝達されている。

- ・ 一方、いわゆるラインの関係では、法務室・広報部ともに当時はその部長、関係本部長には情報を上げていないものと認められる。

原子力管理部については、各関係者において、部長以上には情報を上げていない旨述べていることは既述のとおりである。

以上、要するに、本件関係情報については、事実上、原子力管理部の環境広報グループの対応に委ねられたことになる。

関係各部署における本件関係情報の取扱いの理由等

- ・ 本件関係情報の中心にあるのは、「ずるずるブログ」の記事であるが、同記事は極めて間近に迫っている今回株主総会との関係で無視できないはずの「九電消費者株主の会」のサイトに引用されていたものである。

また、法務室において直接に同記事を発見するにとどまらず、広報部においては、全国各紙に記事を配信している共同通信の記者から同ブログの記事のことを教えられたものである。

佐賀支店においても、社外からの問い合わせ等により情報を入手したものである。

したがって、全体として見た場合、本件関係情報は、その各入手経路等を含めて考えれば、今回株主総会との関係、いわゆるマスコミリスク、さらにその後には現実化したとおりの地方議会ないしは国会における問題化など種々のリスクを予想して当然の重大な情報であったことは明らかであろう。

- ・ 原子力管理部については後記のとおりとして、法務室と広報部における本件関係情報の扱いについて見ると、同各部署においては、佐賀支店の把握した情報を措くとしても、その入手経路等に照らせば、同情報が今回株主総会との関係とマスコミリスクとの関連で重大であることは、認識していたはずである。

については、同室・部にあつては、直接間接に所管グループである原子力管理部環境広報グループへ情報を伝達したともいえようが、同室・部自体は、情報の内容の重大さに比するといささか傍観的であり、ラインの上位者への報告等も行っていない。

- ・ しかして、上記の理由について、法務室・広報部の各関係者(原子力背番号付きメンバーのS課長を除く)はいずれも、「仮にその情報が事実とすれば、社会的に大問題となるし、九電の信用は失墜するとの認識はあったが、いわばその反面として、まさかそのようなことはしていないはずだと思っていた」旨供述しているところ、同供述は相応に信用できるものとする。

- ・ なお、佐賀支店の場合は、既述のとおり、C支店長において社内投稿要請があったとは知らなかった等の事情が認められるが、それにしても、情報の出所や内容に照らせば、佐賀県議会での問題化はある程度予想できたはずであり、同情報を自らあるいは同支店幹部から本店の所要の部署に伝達しなかったのは問題であろう。

原子力管理部環境広報グループの対応及びその理由等

- ・ 本件関係情報についての原子力管理部環境広報グループの対応については既述の関係経緯のとおりであり、要するにIグループ長においてP副長の提案(元来は法務室のN副長の助言によるもの)に従って今回株主総会用QAの作成を指示したのみで、6月26日はそれ以外の対応は行なっていない。

同QAについては後述するが、いずれにしる、同QAの作成の開始は27日の夕方からであり、同作成が終わったのは28日午前零時ころである。

- ・ 上記のとおり対応の理由について、Iグループ長とP副長は、いずれも株主総会前の多忙さを挙げるとともに「日頃から原発に対する慎重派によるその類のブログの情報が入ってきていたので軽視した」旨述べている。

また、同両名は、ともに要請メールの発信先であり、当該ブログの指摘が事実であることを認識していたものであるが、その点について、Iグループ長は、「ブログに書かれているメールというのは要請メールのことと認識したが、同メールの内容自体を悪いとは思っていなかったので、別に問題はないと思った」旨述べ、P副長も同様の供述をしている。

- ・ しかし、当時においては、本件賛成投稿要請のような会社対応についての認識に関し、原子力管理部関係者との間の大きな乖離が存在していたものと思われる。

(3) 本件経緯における本件総会用QAの関係

原子力管理部環境広報グループにおける本件総会用QAの扱い等

- ・ 株主総会に向けてQA(以下、株主総会用のQA一般のことを単に「QA」という)が作られるのは、答弁を行う取締役において、スムーズに質問に応じられるようにするべく、事前に株主からの各種質問を予測し、予め相応の答えを用意しておくためであり、ついでには、本部長等の地位にある取締役執行役員(以下、そのような地位にある取締役のことを「担当取締役」という)においては、事前に下位の者に入念な関係QA案を作成させ、自身も同QA案を精査するなどした上、成案に至れば、これを相応に念頭に入れた上で株主総会に望むのが通常であること、また、担当を持つ取締役副社長にあっても、当該担当分野についてはそれに近い準備を行なうものであることは、多言を要しないところであろう。

また、通常、当該企業の不祥事等関連のQAについては、特に入念な準備が行われるものである。

さらに、担当役員のみではなく、その下に位置する関係部長(本件で言えばD部長がそれに当たる)にあってもQA作成に関わると同時にその内容を事前に念頭に入れ、株主総会の場で担当役員の答弁を補佐するのが常識である

(以下においては、上記のとおり担当役員・副社長及び関係部長のQAとのかかわりのことを「関与」という)。

- ・ しかるに、本件総会用Q Aについては、既述のとおり、P副長がほぼ単独でその作成に当たった上、Eグループ長に見せ、Iグループ長の了解を得たのみで、D部長の関与も一切なく、また、今回株主総会においてもし関係質問が出た場合には答弁に当たることになる担当取締役のB本部長にも見せないまま、単にシステム上で他のQ Aと合体させただけで今回株主総会を迎えたとのことであり、これが事実とすれば、そのような経緯は上記のとおりQ Aの本来の目的や通常の見せ方と余りにもかけ離れていることになる。

Iグループ長らは、上記のとおりQ Aの経緯の理由として、Q Aに係る問題を軽視していたことや当時の多忙さ、本件総会用Q Aの完成がD部長らの退社後であったことなどを挙げている。

しかして、当時、Iグループ長らが多忙であったことは事実であろうし、本件総会用Q Aが完成したのは今回株主総会当日の6月28日の午前零時ころであり、その時刻にはD部長やB本部長は既に退社して不審はなく、また、同総会の開催は同日の午前10時であり、同開催前にそれらの者に同Q Aを見せ、説明を行なうなどの時間的余裕は乏しかったであろうこともそれなりに理解しうる。

そのほか、今回株主総会の場合、本件総会用Q AのようなトピックスQ Aについては、いずれもIグループ長までの決裁印しか押されていないのも事実である。

- ・ しかし、本件総会用Q Aの内容は、要するに九電の対応として会社内外に対し賛成意見投稿の要請ないしは社内投稿の強制を行なったのではないかなどと問われた場合に、対応を全面的に否定するのではなく、対応は本件説明番組の紹介と任意による意見投稿の呼びかけの依頼に過ぎなかったとするある意味微妙な答弁内容であり、そのように答えることについて、D部長やB本部長の了解を得ないままQ Aを完成させることは考えにくく、ましてや株主総会前に全く提示・説明もしないままであったというのは通常はありえないことであろう。

また、D部長やB本部長の退社時刻との関係についても、同退社時刻の前に口頭による関係説明だけでも行ない、翌朝に完成させたQ Aを見せることにそれほどの困難があったとは思えず、理由を説明すれば同人らの退社時刻を遅らせることも可能だったはずである。

今回株主総会の他のトピックスQ AについてもIグループ長までの決裁印しか押されていないのは事実であるが、そうであるとしても、Q Aについては、その性格上、担当役員までの関与が必須であることには変わりはない。

さらに言えば、B本部長のことは措くとして、D部長は、既述のとおり、鹿児島県議会において本件賛成投稿要請について聞かれたのに対し、同部長の意図が如何なるものだったにせよ、結果としては、同要請を否定する答弁を行なっているところ、同部長が本件総会用Q Aに関与していたということになると、同答弁は全くの虚偽ということにもなることから、同部長は敢えて同関与を否

定し、それに合わせてIグループ長らも事実と異なる関係供述を行なっている可能性も否定し得ないように思われる。

- ・ ついては、D部長・Iグループ長ら環境広報グループ以外の関係者の認識・意見等について見ると以下のとおりである。

本件総会用QAについての九電関係者の認識・意見等

- ・ まず、本件総会用QAが上がって来ていて当然と思われるB本部長については、同QAについての関与を強く否定する一方で、「本件総会用QAを含め同本部長の担当に係るQAについては上がって来るのが当然ではある。事前に情報として上げてこなければ意味がない」旨を述べている。

また、A副社長も、同様に関与を否定する一方で、「本件総会用QAのようなトピックスQAを含め担当に係るすべてのQAは事前に同副社長のところへ上がって来るものであり、その例外は普通ありえない」旨供述している。

- ・ 社長は、D部長のもとに本件総会用QAが上がってきていないことを前提とし、そのこと自体が会社にとって大きな問題であるとしながらも、「本来、上げるべきもので、下で持っていてもしょうがない。我々にとっては国会よりも株主総会の方が恐いかもしれない、きちんと答えないと、後で大変なことになる」などと述べている。
- ・ 他の関係者においても、一部に「普通は担当取締役へ上げるが、質問の内容や質問が出る可能性の大きさ、QA作成担当者の多忙さによっては、とりあえず作成をし、関係質問があれば担当取締役に見せることもありうるのではないか」などと述べた者もいたが、全体としては、いずれもが「担当取締役までへ上げて当然であり、上げないことは考えられない」との趣旨の供述をしている。
- ・ ちなみに、D部長自身も、本件総会用QAは上がって来ていないと述べ、Iグループ長らの挙げている理由に理解を示す一方で、「同QAの目的からすると同部長を経由して担当取締役へ上げないのではQA作成の意味がないのではないか」「本件総会用QAをシステムに入れておいても、何の説明等もないままであれば、関係質問に応じて同QAを担当取締役のディスプレイに表示してみても、急なことであり、担当取締役においては、とても対応はできないのではないか」との質問に対しては、言葉に詰まり、あるいは沈黙するなど、相応の説明等はなされなかったものである。

当職らの見解

- ・ 以上、要するに、Iグループ長ら及びD部長が本件総会用QAの扱い等について述べていることは相当に不合理・不可解と言うほかはなく、既述のとおり可能性も否定し得ないのであるが、調査の結論としては、同人らの供述を覆すに足る材料(裁判用語に従えば「証拠」)はないと言わざるを得ない。
- ・ ついては、本件総会用QAの扱い等がIグループ長らの供述のとおりであっ

たことを前提として、当職らの見解を述べておくと、以下のとおりである。

すなわち、Iグループ長らが、同QAについて、その述べたとおりの扱い等をしたとすれば、同人らは、社長らも述べているとおりに株主総会における答弁対応の重要性を全く理解していなかったことになる。

また、それ以上に問題であるのは、同グループ長らは、3月11日のいわゆる福島原発被災以降の社会における原子力発電への不安や電力会社への不信という事象への認識が余りにも希薄あるいは鈍感だったのではないかという点である。

本調査の結果として認められた九電の原子力部門についての問題点については後述するが、D部長の供述をも考慮すると、本件総会用QAについての上記の点は、原子力管理部、さらには原子力部門自体の当時の意識ないしは感覚にもかかわるようにも思われ、その意味で事は深刻と言わざるを得ない。

【特異な事実】

1 資料廃棄について

本件社内調査報告書自体とは直接の関連はないが、本調査の過程で、本件社内調査の後に国(経済産業省)からの求めにより、九電の経営管理本部(以下、単に「経営管理本部」という)において原子力発電に係るシンポジウム等での国の関与の有無についての社内調査(調査期間:7月15日~28日・以下、同調査のことを「シンポジウム関連社内調査」という)を始めた後の7月下旬並びに本調査が開始された後の8月5日に九電社内においてD部長の指示により上記問題等に関連した資料を廃棄しようとしたこと(以下、そのことを「本件資料廃棄」という)が判明した。

については、本調査の目的と関連する特異な事実として述べるとその経緯等は以下のとおりである。

(1) 関係経緯等

本件資料廃棄についての調査結果あるいは各関係者の供述状況は以下のとおりである。

D部長の指示の状況等

シンポジウム関連社内調査開始後の7月下旬に同調査を担当していた九電の経営管理本部から原子力管理部次長級社員のX氏(以下、「Xグループ長」という)に対し、いわゆるプルサーマル関連の資料の提出要請があった。

そこで、Xグループ長がその旨を報告したところ、D部長(当時は副本部長)は同G長に対し、プルサーマルのシンポジウムについての資料(以下、「プルサーマル・シンポ関係資料」という)の一部の廃棄を指示した。

同部長から同指示があったことは上記両名とも認めているが、同指示文言についてD部長は、「『プルサーマルのシンポの関係で県議や県庁原子力関係者などに個人的な迷惑をかける様な資料については抜いておけ』と言った」と供述し、X

グループ長は、「プルサーマルのシンポジウムの資料について、『佐賀県当局、県議、地元の方々に迷惑をかけないようにしろ』と言われた」と供述している。

Xグループ長の7月下旬当時の対応等

Xグループ長は、D部長(当時は副本部長)からの上記の指示への対応について、「原発電本部保管のプルサーマル・シンポ関係資料については、経営管理部による調査が進行中で同資料の中から一部を廃棄する機会を見つけにくく、合間に一通り見たものの、その種資料は見当たらなかった」、「玄海原子力発電所については、次長に廃棄の指示をしたが、『特にそのようなものはない』との返事であった」、「佐賀支店については、G課長に廃棄の指示をしたが、『関連資料はない』との返事であり、その後も何度か確認したが同様の返事であった」と供述している。

したがって、上記供述のとおりとすれば、当時は資料の廃棄はなかったことになる。

しかし、D部長は、「その当時、プルサーマル・シンポ関係資料については、原子力発電本部保管の分のことしか念頭になかったが、上記指示後のXグループ長の話では『その種ファイルは2,3冊しかなかった』とのことだった」旨供述しており、同供述からすると、実際にはXグループ長において原子力発電本部保管の2,3冊の関係資料を見つけ、その中から同部長の指示にかかる資料を廃棄した可能性も少なくないものと思料する。

Xグループ長等の8月5日当時の対応等

- ・ 8月5日、経営管理本部の副部長から佐賀支店のG課長に対し「プルサーマルに関する資料を全部こちらに送ってほしい」との要求があり、同課長において確認した結果、同支店の倉庫にファイル15冊ものプルサーマル関係資料があるのが見つかった。

については、同課長においてXグループ長にその旨連絡したところ、同グループ長は、それまでの同課長の返事との違いに激怒する一方で、原子力管理部から副長のY氏(以下、「Y副長」という)を佐賀支店に赴かせ、資料廃棄に当たらせることに決め、D部長(当時は副本部長)に対し、それまでの経過を説明した上、Y副長の佐賀支店派遣についての了解を求めた。

それに対し、D部長(当時は副本部長)は、同グループ長に所要の了解を与えるとともに、プルサーマル・シンポ関係資料の廃棄について、「それもよく見て抜いとけよ」と言って念を押した。

そこで、Xグループ長は、Y副長に対し、「佐賀支店にプルサーマルのファイルがあるので、持って帰って来てほしい。その際、議員とか個人名の入っているものは、外して来てほしい」といった言い方で、D部長(当時は副本部長)の上記の各関係指示に沿った内容を指示し、Y副長においても、その「外して」というのは廃棄を意味することを理解した。

- ・ その後、Y副長は、上記指示に従って、佐賀支店に赴き、同支店の会議室において、G課長が運び入れたプルサーマル関係資料のファイル15冊の中からG課長ともどもXグループ長の指示に沿った資料を抜き取ったが、Y副長は、同指示内容から、シンポジウムに限らず、個人名の入っている資料をすべて抜き取ったものと認められる。
- ・ そのようにして、Y副長らにより抜き取られた資料(厚さはおよそ5センチ程度)はG課長が受け取り、同課長において、その後、同支店の文書廃棄のための文書回収BOXに投棄した。
一方、以上の抜き取りの後の15冊のファイルについては、内6冊はY副長において、自ら原子力管理部に持ち帰り、残り9冊は佐賀支店から原子力管理部のXグループ長宛に宅配便により送られた。

廃棄資料の回収状況等

- ・ 上記のとおり資料が投棄された文書回収BOX内のものは、専門業者により定期的に回収され廃棄されることになっていた。
しかして、上記投棄がなされたのは8月5日金曜日であったのに対し、同回収・廃棄は毎週木曜日となっており、同投棄後の同回収予定日は同月11日木曜日であったところ、同月8日中に第三者委員会事務局(経営管理本部)の指示により佐賀支店において同BOXを確保し、同BOXは同日夕方に佐賀支店から同事務局に持参した。
- ・ したがって、上記BOXは、その中にG課長が投棄したプルサーマル関係資料が入ったままの状態同事務局に持参されたものと考えられ、結局、7月下旬については上記のとおり疑義が存するものの、8月5日における本件資料廃棄については結果としていわば未遂に終わったものである。

(2) 本件資料廃棄についての九電関係者の認識・意見等

- ・ 社長は、ヒアリングにおいて、本件資料廃棄の重大性・悪質性及びD部長の責任の重さを認める趣旨の供述をした。
- ・ その他の九電関係者にあっても、多くの者が本件資料廃棄について「あってはならないこと」として厳しい認識を示し、その背景として原子力部門のいわば秘密主義的体質を指摘する者もいるが、中には電力事業、特に原子力発電事業の場合は国、自治体等々に対する配慮が必要であるとしてそれなりの理解を示す者もいる。
しかして、その結論は措くとして、原子力発電事業にはそのような特殊性が存するのも事実であろう。

2 エネルギー庁担当者による本件説明番組関連の要請について

本調査の結果に照らすと、6月26日の本件説明番組については、結果として九電の対応に影響を与えなかったと認められるものの、エネルギー庁担当者から九電が関係

対応を求められたこと(以下、その求めのことを「本件エネルギー庁担当者要請」という)が認められるが、その経緯等は以下のとおりである。

(1) 関係経緯等

本件エネルギー庁担当者要請についての調査結果あるいは各関係者の供述状況は以下のとおりである。

要請の状況等

- ・ 6月23日午前10時ころ、九電の東京支社(以下、単に「東京支社」という)課長級社員のZ氏(要請メールの発信先の一人・以下、「Zグループ長」という)は、同支社の同僚1名とともに資源エネルギー庁を訪ね、同庁のAA氏と会話していたところ、その途中で、同氏から、6月26日の本件説明番組のことが正式決定し、これからマスコミ等に発表することを教えられるとともに、マスコミ公表用の資料1部を受け取った。
- ・ ついては、その際、AA氏は、Zグループ長に対し、「放送フォーラム(本件説明番組のこと)では視聴者の意見もメールやファックスで受け付けるので、発電再開に向けた意見を出すよう手配してほしい」との趣旨の依頼をした。

それに対して、Zグループ長としても、そのような機会にいわゆる再稼働の環境作りをすることは当然であって、要請メールに応じて自分でも賛成意見を投稿しようと思ったところであったなどのことから、同氏に対し、承知した旨を答えた。

Zグループ長らの関係対応の状況等

- ・ 上記のとおり経緯により、Zグループ長は、東京支社に戻ると、AA氏から受け取った資料を添付したメール(以下、同メールのことを「Z報告メール」という)をEグループ長とGグループ長宛に送信した。

Zグループ長は、同メールについて、前日に要請メールを受け取っていたことから、Eグループ長に対して、本件説明番組への意見投稿のためのアドレス等を報告するとともに、併せて、AA氏からの依頼についても報告するためのもので、同メールにある同氏からの依頼内容については、当時、同氏から聞き、理解したとおりに記載した旨供述している。

- ・ なお、Zグループ長によると、同メール本文中の「昨日と同様に手配していただけますか」との記載は、前日の要請メールで既にEグループ長から各送信先に対して賛成意見投稿は要請済みであるものの、そのアドレス等は記載されていなかったことから、Z報告メール添付の資料にあるアドレス等について再度周知してもらいたいとの趣旨であって、AA氏の依頼に従って、再度、賛成投稿を要請することを求めた趣旨ではない旨述べているところ、前日に既に要請メールにより、「万難を排して」とまで述べて同メールの送信先に賛成意見投稿を要請していることなどからすると、Zグループ長の同供述は相応に信用しう

るものと思料される。

現にZ報告メールを受信したEグループ長にあっては、6月24日に先の要請メールの送信先に対して上記アドレス等を周知するメールを送信したものの、賛成投稿要請については、既に了しているとして再度の要請は行わなかったものであり、Iグループ長においてもZ報告メールには何ら反応していない。

ちなみに、Z報告メール本文にPSとして付記されている人物と関連した記載は、Zグループ長において、エネルギー庁立地対策室の課長補佐が、当時、本件説明番組との関係で佐賀県に日帰り予定で出張していたところ、折から新聞紙上に「エネルギー庁は同番組の県民からの質疑参加者の選定を広告代理店に丸投げしている」旨の記事が掲載され、その関係で同氏の日帰りが難しくなっているとの情報を冗談交じりでいささかオーバーに記載したものであって、本件説明番組に対する賛成投稿要請との関連はないものと認められる。

その後のAA氏の関連対応等

- ・ その後のいわば事後談としては、7月6日、国会でやらせメールについて質問が出た際に、海江田経産大臣が、「それが事実なら厳正に対処する」旨の答弁をしたところ、その直後にエネルギー庁の課長補佐からZグループ長に電話があり、「やらせメールの事実関係はどうなっているのか」との問い合わせがあり、その際、Zグループ長はAA氏からの上記依頼について触れた。

そうしたところ、AA氏は、その数日後のZグループ長との電話の中で、本件賛成投稿要請について、「あそこまで要請をしたらいけないね。私は、放送フォーラムがあるということで情報を渡し、周知はお願いしたが、意見をいってくれとか、そこまでの話はしていない」などと述べた。

- ・ しかし、AA氏の上記の電話については、いわゆる「やらせメール」についての反響が大きくなってきていることから、同氏において、先の賛成意見投稿についての依頼を敢えて否定する姿勢に出たものと思料される。

(2) 当職らの見解

上記のとおりであるから、本項の冒頭でも述べたとおり、本件エネルギー庁担当者要請は、結果として、本件説明番組についての九電の対応、すなわち本件賛成投稿要請に影響は与えていないものと認められる。

以上

平成23年6月21日

A 副社長・ B 常務退任挨拶メモ

1. 日 時 平成23年6月21日 8:50~9:15

2. 場 所 知事公舎

3. 挨拶先 佐賀県 知事
(当社) A:副社長、 B 常務、 C:支店長

4. 内 容 副社長、常務から退任の挨拶を行った後、懇談に入った。
以下、 |知事発言のみ記載

- 発電再開に向けた動きを一つ一つ丁寧にやっていくことが肝要である。
とりあえず、「国主催の県民向け説明会」を26日(日)午前中に開催することとなった。
その後、月末から来月初めにかけて「経済産業大臣に来県」いただく予定である。
- 20日から始まったIAEA 閣僚級会議にも注目しており、国には「IAEA から緊急時対策を評価するコメント」を出してもらえるように説得工作すべしと進言しているが、国側は「今回は裁かれる側の立場なので言いにくい」と頼りない返答ぶりであった。
- 「国主催の県民向け説明会」は、ケーブルテレビやインターネットで中継し、県民の代表者5人程度が質問する形で開催する予定である。
 - ・ 県民5人の構成をどうするかだが、一人は商工会議所の島内専務理事を予定している。
 - ・ 反対派も一人入れようかと考えたが、反対を標榜する人達にもいろいろな考えがあり、複数のグループから代表者を一人選抜することが難しいとのことであったため、残りは県民代表として普通の参加者を選ぶことになるで

あろう。(イベント企画会社が運営する予定)

・普通の人に素朴な疑問をぶつけてもらうのが会の趣旨に沿うことになると思う。

反対派はかなり勉強もしており、専門的議論になってしまうと、一般県民にはつまらなくなる懸念がある。

- 県民の不安は原子力発電所そのものではなく、目に見えない放射線への恐怖に対してである。
それに答えるべき保安院は全く信用を失っている状況。
そのような不安に答えるために長崎大学の放射線医学の専門家に同席してもらうことも考えているが、国主催の説明会なので難しいかもしれない。(専門家の承諾が貰えないかもしれないとのこと)
- 今後の動きに関連して、以下の2点を九電にお願いしたい。
 - ① 自民党系の県議会議員さんはおおかた再起動の必要性について分かっているが、選挙を通じて寄せられた不安の声に乗っかって発言している。
議員に対しては、支持者からの声が最も影響力が大きいと思うので、いろいろなルートで議員への働きかけをするよう支持者にお願いしていただきたい。
 - ② 「国主催の県民向け説明会」の際に、発電再開容認の立場からも、ネットを通じて意見や質問を出して欲しい。(6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)
- このような段取りを踏んでいく際、危惧される国サイドのリスクは「菅総理」の言動である。
発電再開に向けての総理自身のメッセージが発せられない。
全国知事会議では、発電再開に向けてのメッセージを読み上げる予定で、経産省とすり合わせた原稿が用意されていたのに、その場になって読み上げてくれなかった。
6月末から7月にかけて「菅さん」が首相のままかどうか分からないが、首相の言動で考えているスケジュールが遅れることを心配している。

以上

回答書

平成 23 年 8 月 18 日

九州電力株式会社 第三者委員会
調査責任者
弁護士 赤松幸夫 様

佐賀県知事 古川 康

平成 23 年 8 月 14 日付でご照会のありました質問書につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

問 1 「本件メモ」の 1 から 3 の面会の「日時」、「場所」、「挨拶先」の各欄の記載は事実かどうか。

(答)

「日時」については、6 月 21 日朝であることは確かですが、私の感覚としてはもう少し早い時間帯（8：40 頃から 20～30 分程度）だったと思います。「場所」及び「挨拶先」は事実です。

問 2 本件メモの「4. 内容」に記載されている知事の各発言（○が付せられた六つの各発言）について、実際に同記載のとおり文言あるいは趣旨において同様の発言をされたかどうか、また、仮に同記載に係る発言に誤りがあるとすれば、実際にはどのような発言をされたのか。

なお、実際の発言の如何について、当時の文言そのものを記憶喚起することが困難である場合には、当該発言の趣旨。

(答)

まず、当日の面談につきましては、退任のごあいさつということでしたので、そういう儀礼的なあいさつをした後の、雰囲気としては雑談という言葉はそぐわないかもしれませんが、いわばそういう雰囲気であったことを申し上げたいと思います。

メモには、確かに当日私が発言した項目について書かれており、そうした項目が話題に出たこと自体には異論はありませんが、先に申し上げたような雰囲気の中での発言でしたので、その内容やニュアンスについては私の発言の趣旨や真意とは相当違っているとの認識を持っています。また、非常に強い違和感を感じています。

全体のメモのトーンから言いますと、私がすべて主語になっているような書き方になっていますが、私としては基本的にはそのときの情勢について申し上げたという認識です。

例えば、一番目の○ですが、国主催の県民向け説明会を26日午前中に開催することとなった、経済産業大臣に来県いただく予定であるという表現で、何か私が引っ張っているかのような感じに全体的なトーンとして書かれています。そのときの客観的な情勢と私の見通しというものを全体として申し上げたということであって、まず、全体のトーンとしてはそのようにご理解をいただければと思っています。そもそもその場の雰囲気としては、いろんなお話が出ている中でのことでした。

そうした中での、私の各発言についての趣旨や真意につきましては、8月9日(火)の県議会原子力安全対策等特別委員会で説明、答弁いたしておりますので、それをもとに別表にまとめましたものをご一読いただければと思います。(→別表)

ここに述べておりますように、私は、九州電力に対し、いわゆるやらせメールを依頼したということは全くありません。私が申し上げた趣旨と、この社内メモに書かれている内容とが大きく異なっていることにつきましては、まことに遺憾であると考えています。

しかしながら、九州電力の副社長が来られたときに、当事者である九州電力に対し、経済界からも声を出すべきだと発言したことは軽率であったと、私としても反省をしているところです。

問3 本件面会時には、他の発言もしているところ、本件メモではそのような発言が省略されているということであれば、省略に係る発言について。

(答)

当日は、メモに書かれている項目が話題の中心だったと思います。

問4 その他、本件メモに記載されている「知事発言」との関連で、その実態・実情あるいは真意等を理解する上で参考になりうる事項(本件面会当時のみならず、その前後についてのものでも結構です)があれば、それら事項について。

(答)

参考になるかどうかわかりませんが、当時の情勢です。私の当時の心境をご理解いただく一助になればと思います。

○当時の情勢について

・6月13日(月)

佐賀県商工会議所連合会正副会頭会議にて、玄海原発の再稼働の要望を決議。

(→6月27日(月)、知事あて県に提出)

・6月17日（金）

佐賀県議会にて、私が「原子力発電所の安全性についての疑問点について、県として、原子力・安全保安院の説明に一定の理解ができる。」と答弁。

・6月17日（金）

九州経済同友会が国に対し緊急アピール（電力供給の早期安定化を）。

・6月18日（土）

海江田経済産業大臣が、停止中の原発の再稼働について安全宣言。

・6月19日（日）

菅総理がweb上の国民対話で、「海江田大臣と同じ考え。安全性が確認されたものは稼働していく。」と発言。

・6月20日（月）

国から県民向け説明会の開催について連絡があり、佐賀県議会にて、私とその概要（日程、やり方、意見をファックスやメールで受け付けること等）について答弁。

※ 6月21日（火）の段階では、私としては再稼働に向けての安全性について一定の納得が得られており、再稼働の責任者である経済産業大臣の安全宣言も出され、政府としての方針が示されたことから、エネルギーの安定供給のために再稼働に向けたステップを踏む段階に来たと考えていました。

※ 6月20日（月）の県議会で、国主催の県民向け説明会の概要を答弁したこともあり、そのことに話が及んだと思います。

※ 各電力事業者が実施した緊急安全対策が、国によって確認された（5月6日）後、経済界の方々から、エネルギー需給への不安の声や、経済活動のためにも再稼働は必要という声を伺うようになり、その際私は、「自分のところに寄せられる声は反対の声が多い。安全性の確保は大前提であるが、そういう声があるのであれば表に出していくことも必要。」といった話をしていました。

私のこうした日頃の思いもあって、経済界からも意見を寄せてもらうことが必要、という発言につながったのだと思っています。

九州電力社内メモの項目に対する私の趣旨・真意

九州電力社内メモの項目	私の趣旨・真意
<p>○ 発電再開に向けた動きを一つ一つ丁寧にやっていくことが肝要である。とりあえず、「国主催の県民向け説明会」を26日(日)午前中に開催することとなった。</p> <p>その後、月末から来月初めにかけて「経済産業大臣に來県」いただく予定である。</p>	<p>経済産業大臣の來県の予定を月末から来月初めと書いてあるところについては、月末までに専門家の意見を大体聞き終わるということだったので、その時点においては、そのあたりからその後になるのではないかとというふうな見通しについて述べたものです。</p>
<p>○ 20日から始まったIAEA閣僚級会議にも注目しており、国には「IAEAから緊急時対策を評価するコメント」を出してもらえようという趣旨で、進言しているが、国側は「今回は裁かれる側の立場なので言いにくい」と頼りない返答ばかりであった。</p>	<p>ここでは、「説得工作すべしと進言しているが」という、何か非常にきつい言い方がありますが、IAEAという国際的な機関があり、一方で我が国の原子力安全・保安院は信頼を失っているということもあって、私は考えていました。自分としては、安全性の確認は一定理解をしていますが、国民の不安はやはり残っている中、IAEAという国際機関からのいわばお墨つきがあれば、国民の不安も一定払拭できるのではないかとこの話を国側にしたことがあるということです。何か積極的に説得工作をすべしと進言したというのは、ちよっと当たらないと考えています。</p>
<p>○ 「国主催の県民向け説明会」は、ケーブルTVやインターネットで中継し、県民の代表者5人程度が質問する形で開催する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民5人の構成をどうするかだが、一人は商工会議所の島内専務理事を予定している。 ・ 反対派も一人入れようかと考えたが、反対を標榜する人達にもいろいろ考えたため、残りは県民代表として普通の参加者を選ぶことになるであろう。(イベント企画会社が運営する予定) ・ 普通の人に素朴な疑問をぶつけてもらうのが会の趣旨に沿うことになると思う。反対派はかなり勉強もしており、専門的議論になってしまつと、一般県民にはつまづかなくなる懸念がある。 	<p>開催の概要については、面談前日の六月二十日の県議会一般質問において、「国からの説明を県民の皆さん四、五人で聞いていただいで、それに対して質問、疑問を投げかける。その様子をケーブルテレビとインターネットで中継をしながら、その様子を皆さんになっている県民の皆様からもアクセスやメールなどで質問や疑問を投げかけて、国がそれに答える。こういうやり方で六月二十六日、日曜日の午前中に実施をしたいと思います」とございます。」と答弁をしております。既に公にいたしましたので、そのことをお話ししました。</p> <p>しかし、出席者や同席者のことなど、その時点における未確定な事柄にも言及するなど、まさにしやべり過ぎだったと反省をしているところですが、現時点において県民五人の構成、これは結果的に五人になっていないのですが、当時において</p>

九州電力社内メモの項目	私の趣旨・真意
	<p>も、この県民向け説明会については、さまざま議論を県内部でもしていました。そういう中で、経済界からの声も必要という話が出ています。そういう中で私の、これはもちろん御本人に了解をとっていたわけではありませんが、商工会議所の島内さん、この方がなれるのではないかと見通しを述べたものです。</p> <p>また、反対派の方のことについても、こうしたことについていろいろな議論がありました。反対派の方に入っていたかどうかと私自身はそのように思っておりましたし、こうした議論も県の内部、あるいは国とのやりとりの中でもあったものと私は認識をしていましたので、そうしたことを申し上げたものです。</p> <p>次のページの上の方にある、普通の人には素朴な疑問をといるのも、これは私の一つの持論でありまして、大変にお詳しい方、絶対再稼働が必要とか、絶対反対とかという方ではなく、素朴に疑問を持っておられる方にたくさん疑問をぶつけていただきたいということを書きました。その点、非常に勉強して研究をされていらっしゃる方が専門的な議論ばかりをされると、せっかくケータブルテレビなどを使って見ていただくという場合には、つまらなくなる懸念があるという点を申し上げます。</p>
<p>○ 県民の不安は原子力発電所そのものではなく、目に見えない放射線への恐怖に對してである。 それに答えるべき保安院は全く信用を失っている状況。</p> <p>そのような不安に答えるために長崎大学の放射線医学の専門家に同席してもらうことも考えているが、国主催の説明会なので難しいかもしれない。(専門家の承諾が貰えないかもしれないとのこと)</p>	<p>この段落については、「県民の不安は原子力発電所そのものではなく」というたように書いてありますが、私は、「そのものではなく」と申し上げたのではなく、「原子力発電所そのものについても不安はあるけれども、それ以上に目に見えない放射線への恐怖というものが大きい」ということを申し上げたものです。これについては、県における議論の中で、放射線医学の専門家にも来ていただいてはどうかという話も出ていましたので、そうしたことを述べているところですが、国主催の説明会ということですので、難しいかもしれないということを申し上げたということです。なお、この括弧内の言葉は、私の言葉ではありません。</p>
<p>○ 今後の動きに関連して、以下の2点を九電にお願いしたい。</p> <p>① 自民党系の県議会議員さんはおおかた再起動の必要性について分かっているが、選挙を通じて寄せられた不安の聲に乗っかって発言している。 議員に</p>	<p>ここでは、私があたかも自民党県議さんの支持者を通じて議会に働きかけることを九州電力に依頼したかのような記述がしてありますが、これについては全く違います。前段、自民党が始まっている段階で私が申し上げたのは、選挙を通じて</p>

九州電力社内メモの項目	私の趣旨・真意
<p>対しては、支持者からの声が最も影響力が大きいと思うので、いろいろなるルートで議員への働きかけをするよう支持者のお願いしていただきたい。</p> <p>② 「国主催の県民向け説明会」の際に、発電再開容認の立場からも、ネットを通じて意見や質問を出して欲しい。(6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい。)</p>	<p>て寄せられた支持者の不安の声もあって、県議会の雰囲気は厳しいものであるが、自民党の議員の皆さんには安全性の確保を前提にした上で再起動の必要性について大方わかっていただけではないかと私は思っている、ということです。</p> <p>さらに、後半の議員に対してのくだりのところは、議員に対しては支持者からの声を届けることが大切だと思う、いろいろなルートで集まった支持者の声を議員に届けることも必要ではないかということを申し上げたのであって、その点、社内メモの記載とは趣旨が全く異なっています。</p> <p>また、二つ目の、県民説明会の際に、発電再開容認の立場からもネットを通じて意見や質問を出してほしいという記述については、九州電力に対して申し上げたものではなく、今回の再稼働問題に関しては、特にいろんな意見を出してもらうのが一番と考え、再稼働を求めめる声が経済界にもあるのであれば、そういうところからも声を出してもらうことも必要ではないかという私の考えを述べたものです。</p> <p>なお、②のところにあるこの括弧の発言は、全く私が発言しておりません。</p>
<p>○ このような段取りを踏んでいく際、危惧される国サイドのリスクは「菅総理」の言動である。</p> <p>発電再開に向けての総理自身のメッセージが寄せられない。</p> <p>全国知事会議では、発電再開に向けてのメッセージを読み上げる予定で、経産省とすり合わせさせた原稿が用意されていたのに、その場になって読み上げてくれなかった。</p> <p>6月末から7月にかけて「菅さん」が首相のままかどうか分らないが、首相の言動で考えているスケジュールが遅れることを心配している。</p>	<p>この全国知事会議でのくだりについては、経産省と官邸のほうですり合わせた原稿が用意されていたけれども、現実にはその原稿が読み上げられなかったという話を後になって聞いた、いうことを述べたものです。</p>